

# 檀原市 子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

檀 原 市



## ごあいさつ

わが国においては、少子化のさらなる進行とともに、社会経済情勢の大きな変化により、社会全体で子育てを支える社会の実現が喫緊の課題となっています。

そのような中、平成27年4月から、子育て中のすべての家庭を支援するための「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

本市では、平成16年3月に「檀原市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月には後継計画となる「檀原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、基本理念「子育てロマンのまち かしはら」を掲げ、子どもを安心して産み育てることができる基盤整備など、さまざまな子育て支援の施策を展開してまいりました。

この「檀原市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援新制度」と、「檀原市次世代育成支援行動計画」から引き続き推進していく事業を効果的に推進していくために策定するものです。これまでの行動計画の基本理念を継承し、進捗状況や課題、本市の子育て環境を取り巻く現状などを十分に踏まえ策定しています。

本計画では、檀原市が「安心して子育てができるまち」「子育て世代に選ばれるまち」となるよう、乳幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善を図るとともに、親と子の健康づくりなどの母子保健の充実、地域社会全体で子育てを支援するための環境づくりを進めてまいります。そのためにも、市民の皆様をはじめ、関係団体、関係機関の皆様との協働が不可欠となりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力いただいた市民の皆様、ヒアリング調査にご協力いただいた私立幼稚園・保育園関係者の皆様、また、貴重なご意見を賜りました「檀原市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から厚く感謝を申し上げます。

平成27年3月



檀原市長 森下 豊



## 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の策定方法 .....	3
4. 計画の期間 .....	3
5. 子ども・子育て支援新制度の概要 .....	4
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	6
1. 基本理念 .....	6
2. 基本的な視点 .....	6
<b>第3章 子育てに関する現状と課題</b> .....	7
1. 既存・統計データからみる状況 .....	7
2. アンケート調査等からみる状況 .....	23
3. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の主な取り組みの評価 .....	35
<b>第4章 施策の方向</b> .....	38
1. 基本目標 .....	38
2. 施策の体系 .....	39
3. 施策の展開 .....	40
<b>基本目標1</b> 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実 .....	40
<b>基本目標2</b> すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進 .....	44
<b>基本目標3</b> みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会の構築 .....	48
4. 母子保健に関する施策・事業の評価指標と目標 .....	54
<b>第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制</b> .....	56
1. 量の見込みの算出等について .....	56
2. 教育・保育の提供区域 .....	60
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制 .....	61
1) 幼稚園 .....	61
2) 保育所（園）および地域型保育事業 .....	62
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....	63
1) 利用者支援事業 .....	63
2) 時間外保育事業（延長保育事業） .....	63
3) 放課後児童健全育成事業 .....	64
4) 子育て短期支援事業 .....	66
5) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	66
6) 養育支援訪問事業 .....	67
7) 地域子育て支援拠点事業 .....	67
8) 一時預かり事業 .....	68

9) 病児保育事業	69
10) 子育て援助活動支援事業	69
11) 妊婦健康診査	70
12) その他	70
<b>第6章 計画の推進に向けて</b>	<b>71</b>
1. 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方	71
1) 幼児期の学校教育・保育の推進について	71
2) 地域子ども・子育て支援事業の推進について	72
3) 母子保健の推進について	72
2. 推進体制の充実	73
1) 市民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実	73
2) 庁内における推進体制の充実	73
3) 国・県との連携	73
3. 計画の点検と評価	73
<b>参考資料</b>	<b>74</b>
1. 策定経過	74
2. 策定体系図	76
3. 檀原市子ども・子育て会議条例	77
4. 檀原市子ども・子育て会議委員名簿・専門委員名簿	78
5. 子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会設置について	80
6. 子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会等委員名簿	81
7. 用語の説明	82

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

わが国の平成24年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、1.41（前年比0.02ポイント上昇）となっており微増傾向ではあるものの、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、わが国では2.1程度）を下回っており、欧米諸国と比較してもなお低い水準にとどまっています。

国では、少子化対策として平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）を制定し、同法に基づいて総合的な子育て支援の取り組みを展開してきました。また、平成19年には、一層効果的な少子化対策を進めるため、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を両輪とする、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略をまとめました。

しかし、少子化のさらなる進行や子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化などを受けて、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移しつつ、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。

そして、平成24年8月には、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本とし、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざして、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」からなる「子ども・子育て関連三法」を制定し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まることとなりました。

子ども・子育て支援新制度のもとでは、全ての子どもの良質な育成環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、認定こども園制度の改善などによる「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、教育・保育に対する財政措置の充実などによる「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、子育てに対する多様な支援の実施による「③地域の子ども・子育て支援の充実」をめざしていくこととなります。

橿原市では、推進法に基づき、平成16年3月に「橿原市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月に「橿原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、地域住民や関係機関とのパートナーシップのもと、子どもを安心して産み育てることができる基盤整備や、子どもの健全育成に関するさまざまな取り組みなどを進めてきました。

平成27年3月末をもって「橿原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の計画期間が終了となるため、上記のような国の動向を十分に踏まえるとともに、「橿原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の進捗状況や課題などを整理し、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を効果的に推進していくため、「橿原市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

「子ども・子育て支援」とは

保護者・家庭に子育てについての責任があることを前提としつつ、保護者自身が、自分の存在や価値を肯定する感覚・感情を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

## 2. 計画の位置づけ

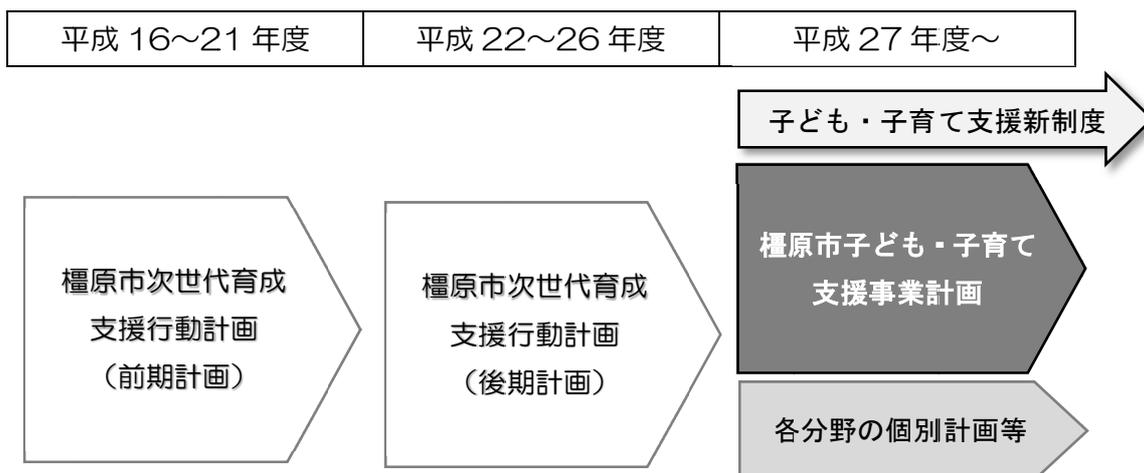
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえ策定するものです。

また、これまでの「次世代育成支援対策行動計画」の法的根拠であった推進法が平成 37 年 3 月まで 10 年間延長することとなり、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」については、策定は任意となったものの、法的根拠が存続することとなりました。

本市においては、子ども・子育て支援新制度をより効果的に推進していくため、「檀原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の内容などを踏まえつつ、引き続き、本計画において推進していく施策・事業と、各分野の個別計画等で推進していく施策・事業に分類したうえで、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

なお、母子保健の分野については、本計画に包含されることから、本計画を母子保健計画としても位置づけることとします。

あわせて、本計画は、国や奈良県の子育て支援に関連する計画や、本市の総合計画をはじめとして、子どもとまちづくりに関する上位計画や関連計画との整合・連携を図るものとします。



### 3. 計画の策定方法

#### 1) 「檀原市子ども・子育て会議」による審議

本計画に、子育ての当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、労働者を代表する方、事業主を代表する方、子ども・子育て支援に関する有識者などから構成する「檀原市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議を進めました。

#### 2) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっては、子育て中の保護者のニーズを的確に反映するため、就学前児童・就学児童（小学生）の保護者を対象とした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

	対象者・配布数	調査方法	調査期間	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	檀原市内在住の 就学前の子どもを持つ 保護者 1,600 人	郵送による 配布・回収	平成 25 年 11 月 12 日～ 11 月 25 日	881 件	55.1%
就学児童調査	檀原市内在住の 就学中の小学生を持つ 保護者 800 人	郵送による 配布・回収	平成 25 年 11 月 12 日～ 11 月 25 日	413 件	51.6%

### 4. 計画の期間

国が策定した基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間が5年間と定められているため、本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。

## 5. 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、保護者が子育てについての責任があることを前提としつつ、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化したうえで、学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、家庭における養育支援の充実を図るものです。

### 1) 主なポイント

#### (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

◆幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進を図ります。

#### (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

◆地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

◆教育・保育に対する財政措置の充実を図ります（認定こども園・幼稚園・保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）。

#### (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

◆子育てに対する多様な支援の充実を図ります（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業・放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）。

### 2) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大別されます。

#### (1) 子ども・子育て支援給付

◆当支援給付は「施設型給付」「地域型保育給付」「児童手当」で構成されます。

施設型給付	・平成 27 年4月から新たに創設される給付費で、保育所・幼稚園・認定こども園に対する従来の財政措置とは異なり、保護者に対して市町村が施設型給付費という形で支給する ・各施設が保護者の代理として市町村に請求
地域型保育給付	・平成 27 年4月から新たに創設される給付費で、これまでは市町村事業として個々の事業単位で整理されていた下記の事業が一体的に整備される ⇒小規模保育(6~19人)、家庭的保育事業(保育ママ/5人以下)、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
児童手当	・市内に在住している中学 3 年修了までの児童を養育している保護者に支給される

◆国が統一的な基準等を設け、それに準じて各市町村がサービスを提供します。

◆小規模保育や家庭的保育事業等については、新制度のもとでは、保育の質の確保を図るため、客観的な認可基準が設けられ、市町村がその基準をもとに認可を行う形となります。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

◆当支援事業は、市町村が独自に実施する各種事業が対象となります（当支援事業に含まれる事業は以下のとおり）。

- ① 利用者支援事業（新規）
- ② 時間外保育事業（延長保育事業）
- ③ 放課後児童健全育成事業
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬ 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業（新規）

◆前記の「子ども・子育て支援給付」とは異なり、市町村がそれぞれの地域の実情に応じたサービスを提供します。

◆新制度のもとでは、各種事業が「地域子ども・子育て支援事業」という大きな枠組みの中に含まれることとなり、一体的な制度設計・運営が行われます。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### 「子育てロマンのまち かしはら」

子どもは「未来の夢」「次世代の希望」であり、その育成は子どもをもつ家庭のみならず、すべての市民にとっての喜びでもあります。

本市では「檀原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」において「子育てロマンのまち かしはら」を基本理念に掲げ、子どもを安心して産み育てることができる基盤を整備するとともに、子どもはもとより保護者もまた人として成長し、未来に夢や希望が持てる檀原市の実現をめざして、同計画を推進してきました。

本計画では、「檀原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」で掲げた「子育てロマンのまち かしはら」を基本理念として引き継ぎつつ、一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進め、安心して子育てができるまち、そして、子育て世代に選ばれるまちの実現をめざします。

### 2. 基本的な視点

#### 1. すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

#### 2. すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望がもてるよう、また、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

#### 3. すべての人が協働して子ども・子育て支援に関われる環境づくり

地域や企業、学校、行政など社会全体が、すべての子どもの心身ともに健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていきける環境づくりを進めます。

# 第3章 子育てに関する現状と課題

## 1. 既存・統計データからみる状況

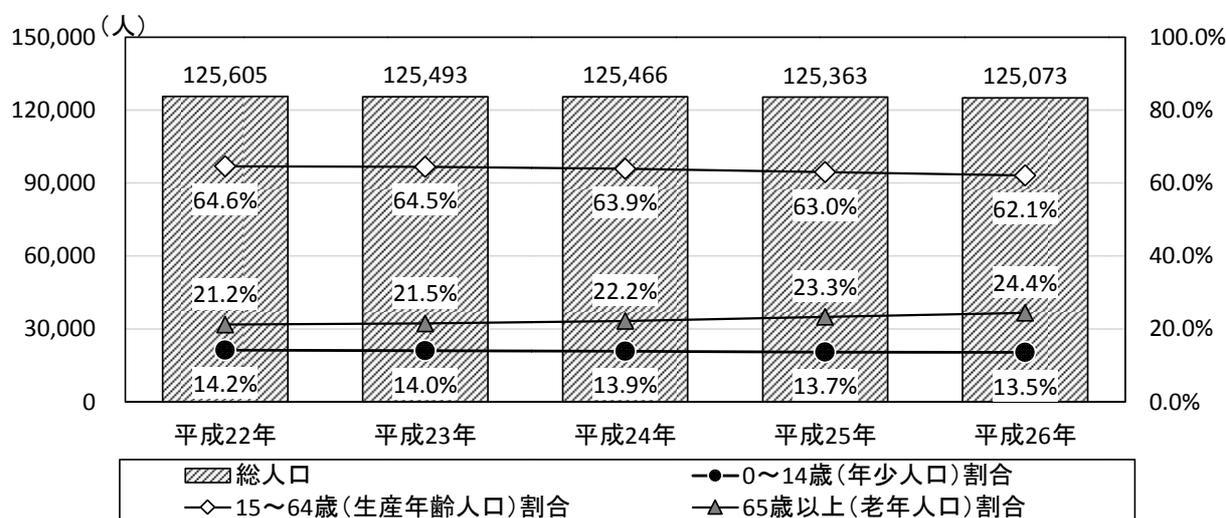
### 1) 人口等の動向

#### (1) 人口の推移

本市の総人口は微減傾向となっており、平成26年で125,073人となっています。

また、年齢3区分別人口割合でみると、0～14歳（年少人口）や15～64歳（生産年齢人口）の割合は減少傾向にありますが、65歳以上（老年人口）の割合は増加傾向にあり、依然として少子高齢化が進んでいることがわかります。

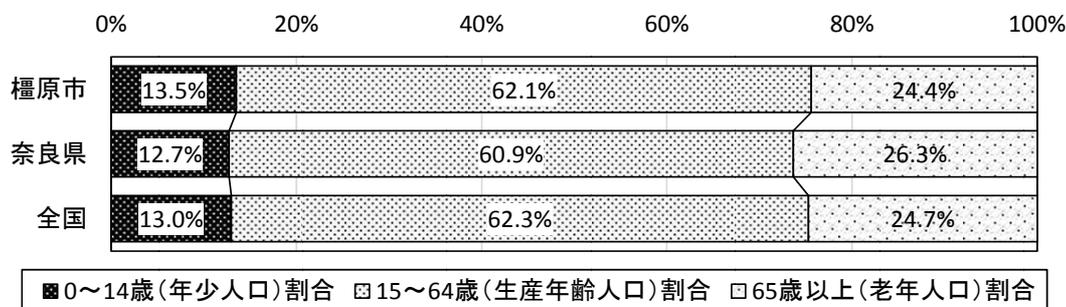
【人口の推移】



資料：住民基本台帳（外国人含む）（各年4月1日）

なお、平成26年の年齢3区分別人口割合を奈良県および全国と比較すると、0～14歳（年少人口）の割合は、奈良県や全国を上回っています。

【年齢3区分別構成比の奈良県・全国との比較（平成26年）】



資料：橿原市は住民基本台帳（外国人人口含む）（平成26年4月1日）

奈良県と全国は住民基本台帳に基づく人口（総務省）（平成26年1月1日）

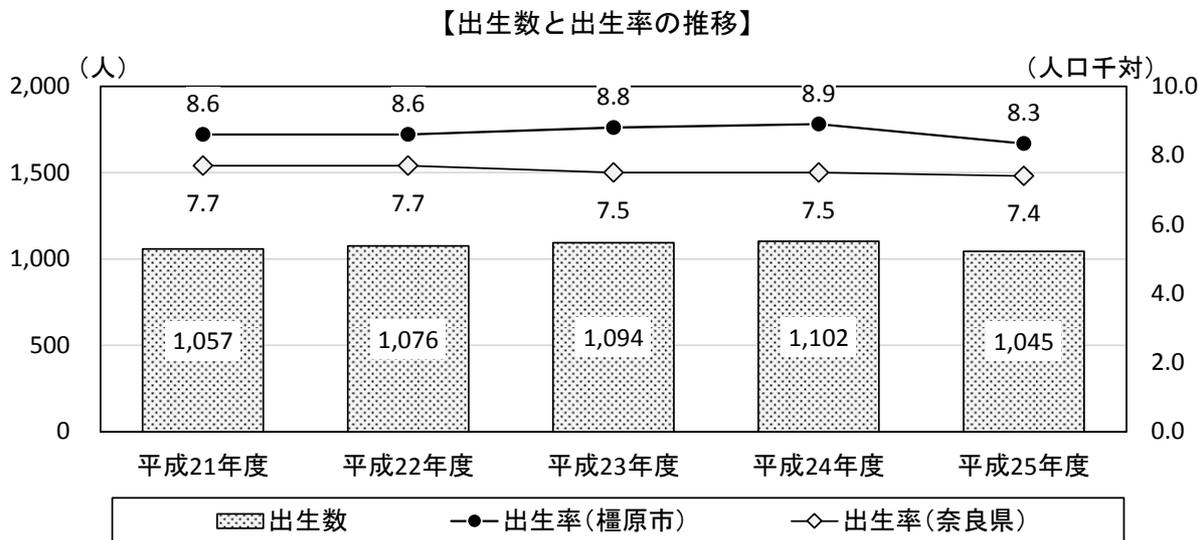
※本章内の図表内に付加されている「n」は質問に対する回答者数です。

※本章内の図表内の数値は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがあります。

## (2) 自然動態と社会動態

### ① 出生数と出生率の状況

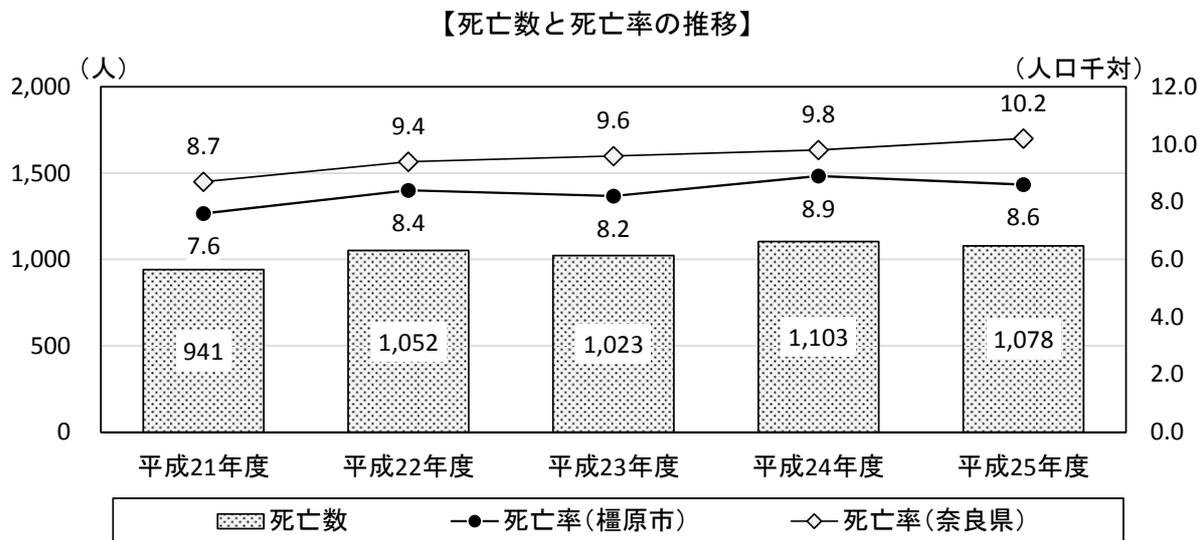
本市の出生数は横ばい状態で推移しており、平成25年度では1,045人となっています。また、出生率については、奈良県より高い水準で推移しています。



資料：平成21～24年度は人口動態統計（奈良県）、平成25年度は人口動態統計（厚生労働省）

### ② 死亡数と死亡率の状況

本市の死亡数は増加傾向となっており、平成25年度では1,078人となっています。また、死亡率については、奈良県より低い水準で推移しています。

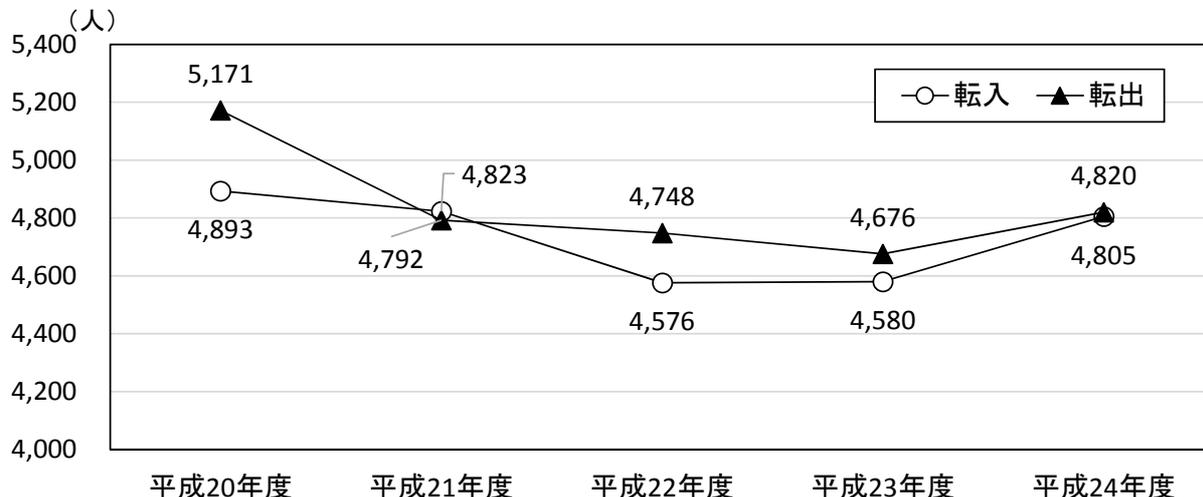


資料：平成21～24年度は人口動態統計（奈良県）、平成25年度は人口動態統計（厚生労働省）

### ③転入と転出の状況

転入と転出については、平成21年度に転入数が転出数を上回っていますが、それ以外の年度は転出数が転入数を上回っており、概して社会減の傾向がみられます。しかし、平成22年度以降については、転入数と転出数の差は縮小しています。

【転入数と転出数の推移】

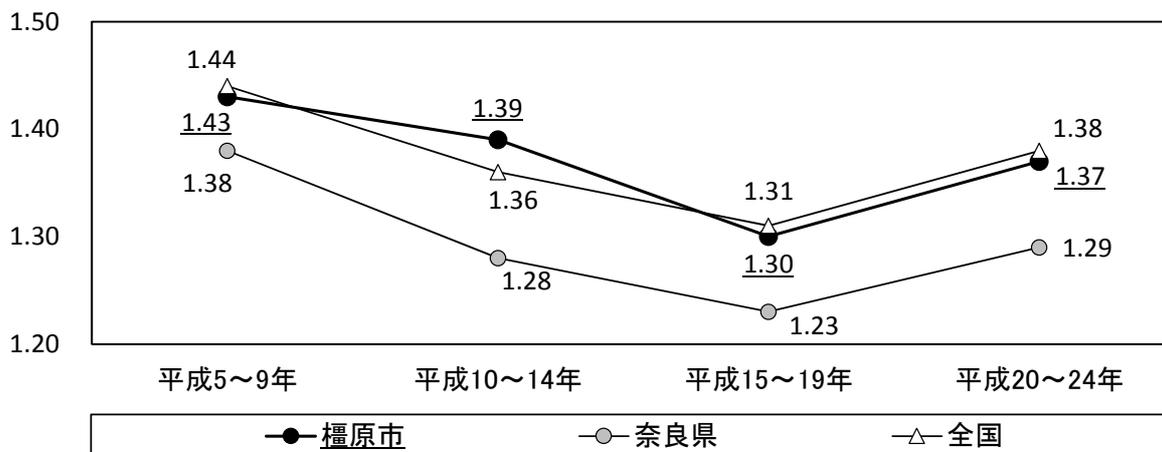


資料：橿原市統計書

### (3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成15～19年平均から平成20～24年平均にかけて増加し、平成20～24年平均は1.37となっており、全国の水準に近い値となっています。しかし、人口を維持するのに必要な水準(2.1程度)を大きく下回っており、依然として少子化が進行していることがうかがえます。

【合計特殊出生率の推移】

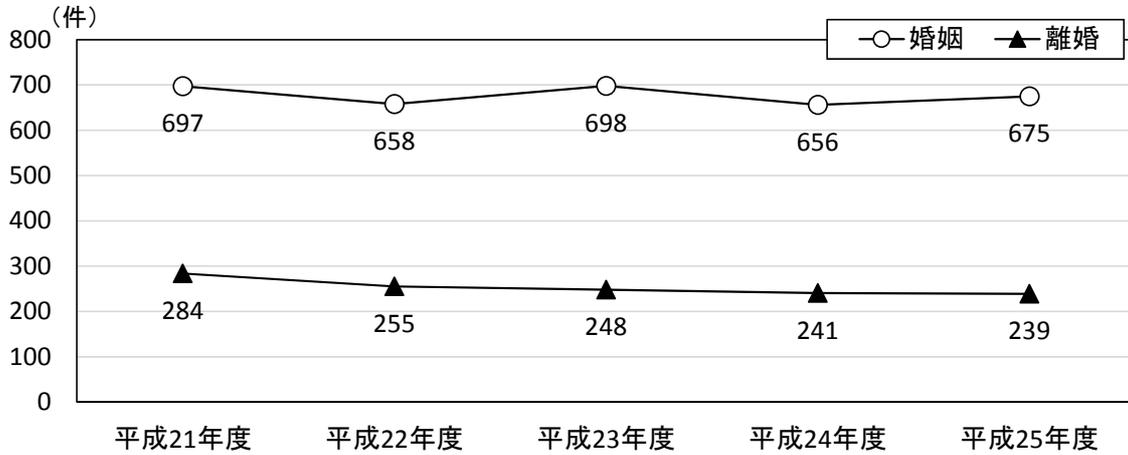


資料：人口動態統計特殊報告（厚生労働省）

#### (4) 婚姻・離婚の状況

婚姻数は 600 件台後半で推移しており、平成 25 年度で 675 件となっています。一方、離婚数は減少傾向にあり、平成 25 年度で 239 件となっています。

【婚姻数と離婚数の推移】



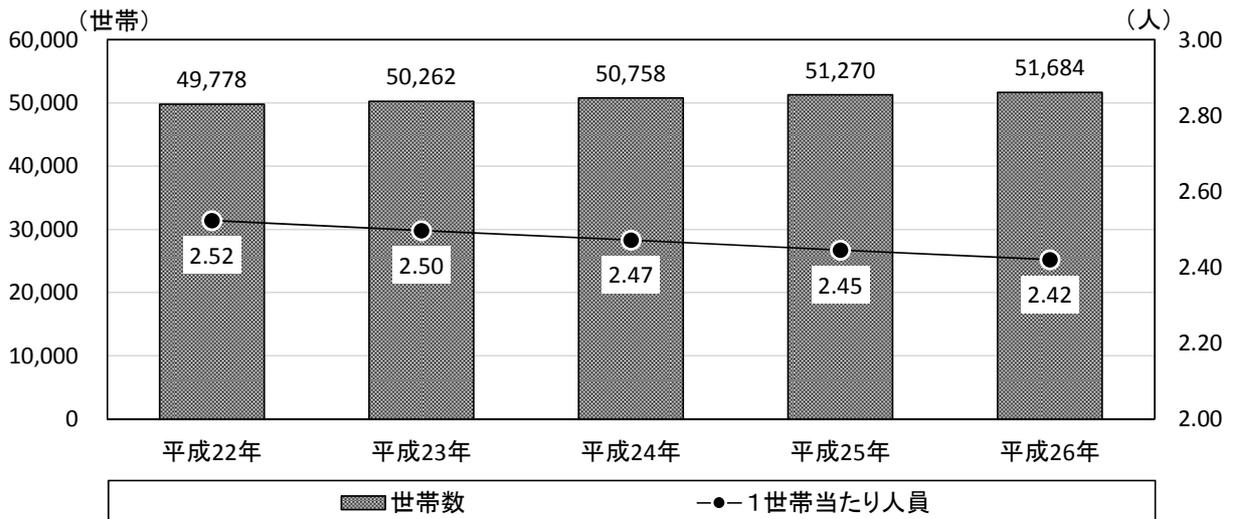
資料：平成 21～24 年度は人口動態統計（奈良県）、平成 25 年度は人口動態統計（厚生労働省）

## 2) 世帯・就労の動向

### (1) 世帯の状況

世帯数については増加傾向にあり、平成 26 年で 51,684 世帯となっています。一方、1 世帯あたり人員については減少傾向にあり、平成 26 年で 2.42 人と世帯規模の縮小化が進行しています。

【世帯数と 1 世帯あたり人員の推移】

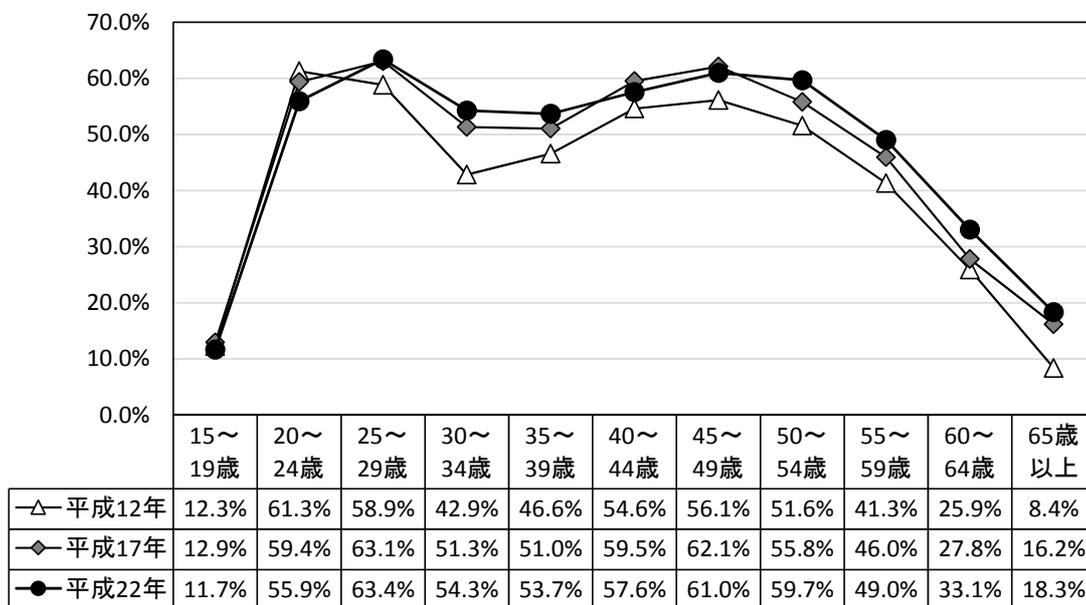


資料：住民基本台帳（外国人含む）（各年 4 月 1 日）

## (2) 就労の動向

女性の年齢階層別就業率（各年齢階層の人口に占める就業者数の割合）の推移をみると、平成12年から平成22年の10年間で、30歳代以上で就業率が増加しており、特に、30歳代前半では10ポイント以上も増加しています。

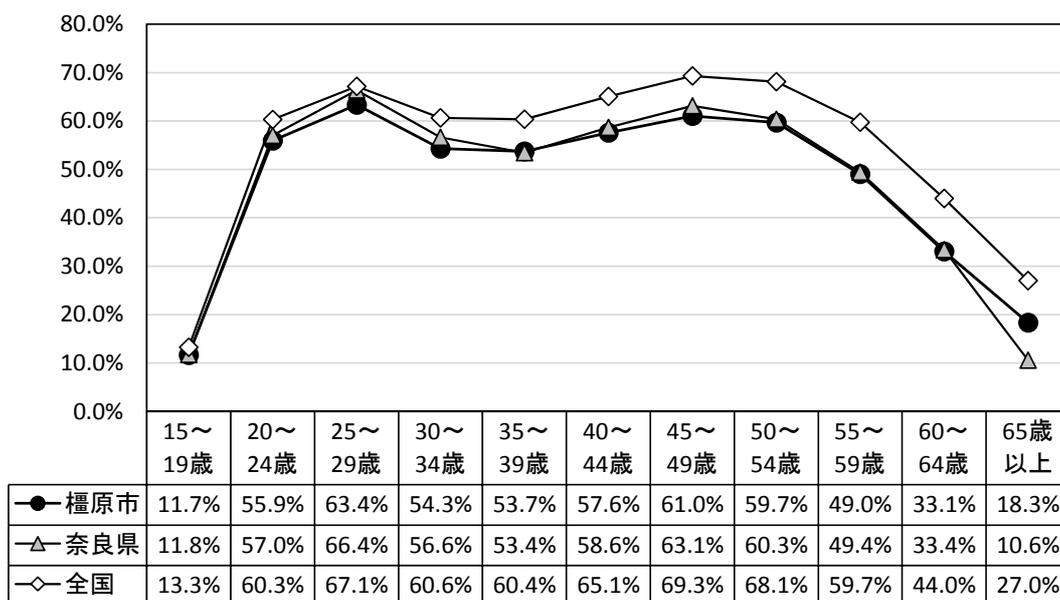
【女性の年齢階層別就業率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

平成22年の女性の年齢階層別就業率を奈良県と比較すると大きな差はありませんが、全国と比較すると、全ての年齢階層で低い水準となっています。特に、30歳代以降では、全国との差が5ポイント以上となっています。

【女性の年齢階層別就業率の奈良県・全国との比較（平成22年）】

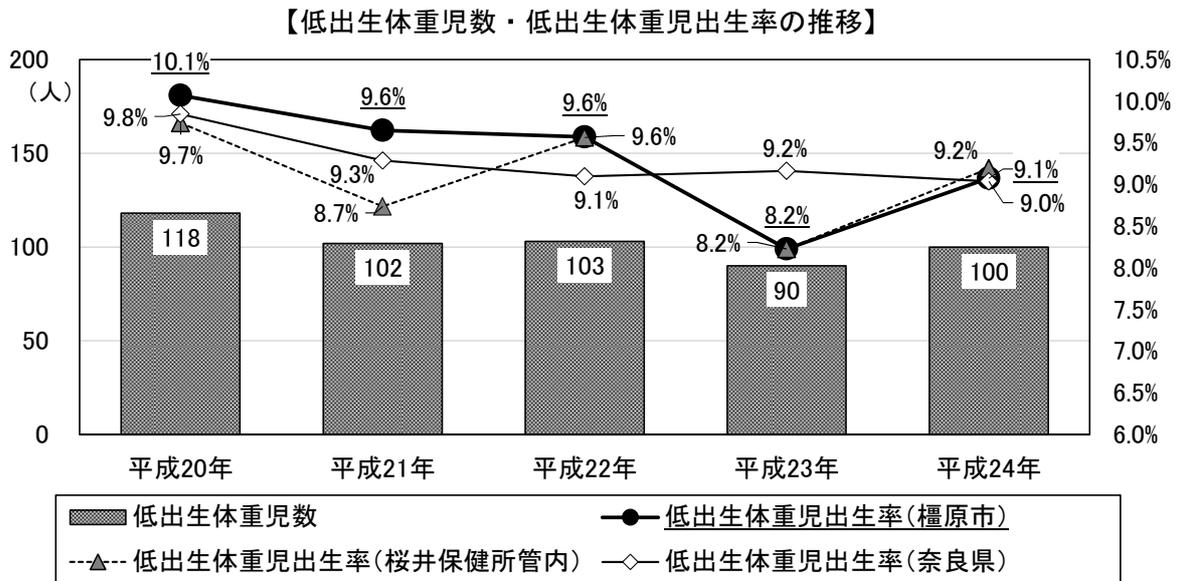


資料：国勢調査（平成22年10月1日）

### 3) 母子保健に関する状況

#### (1) 低出生体重児の状況

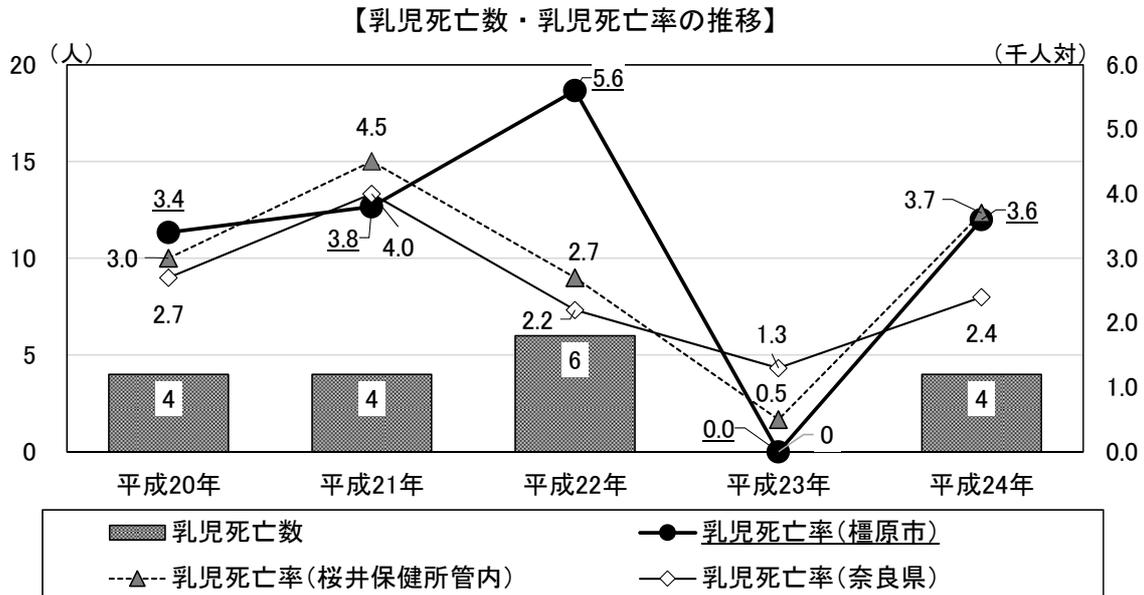
本市の低出生体重児（出生時に体重が2,500g未満の新生児）数は、平成21年からは100人前後で横ばいの状態で推移しています。また、低出生体重児出生率（全出生数に占める低出生体重児数の割合）についてみると、平成24年には、平成20年から1.0ポイント減少し、奈良県や桜井保健所管内とほぼ同値の9.1%となっています。



資料：奈良県保健統計データ

#### (2) 乳児死亡の状況

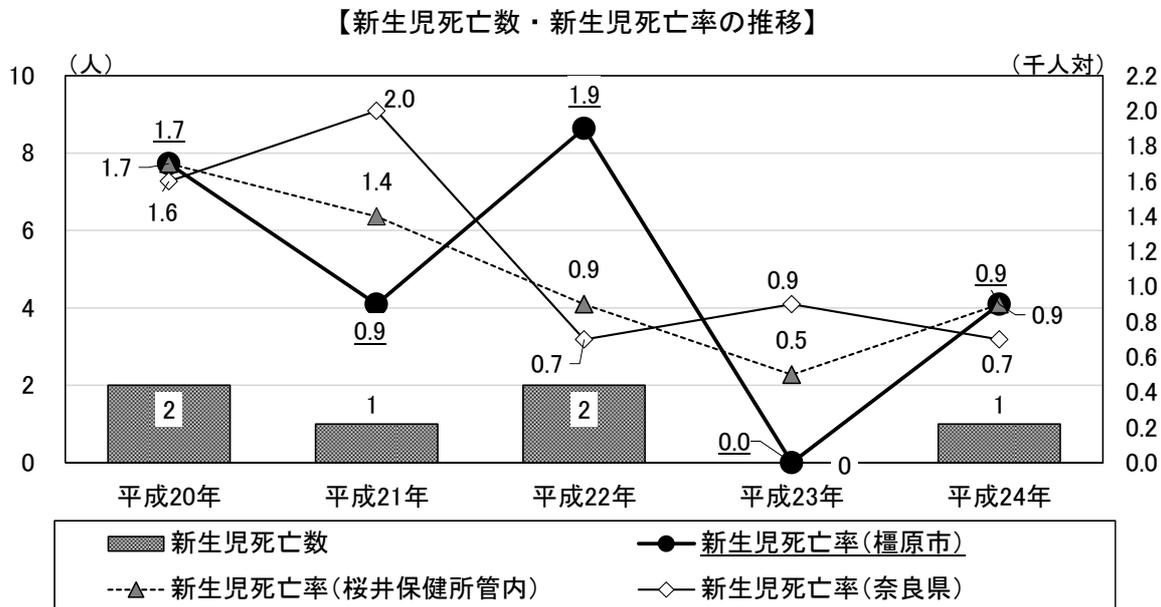
本市の乳児死亡数は、平成22年は6人、平成23年には0人とばらつきがありますが、それ以外では4人となっています。また、乳児死亡率についてみると、平成24年には奈良県を上回り、桜井保健所管内とほぼ同値の3.6人となっています。



資料：奈良県保健統計データ

### (3) 新生児死亡の状況

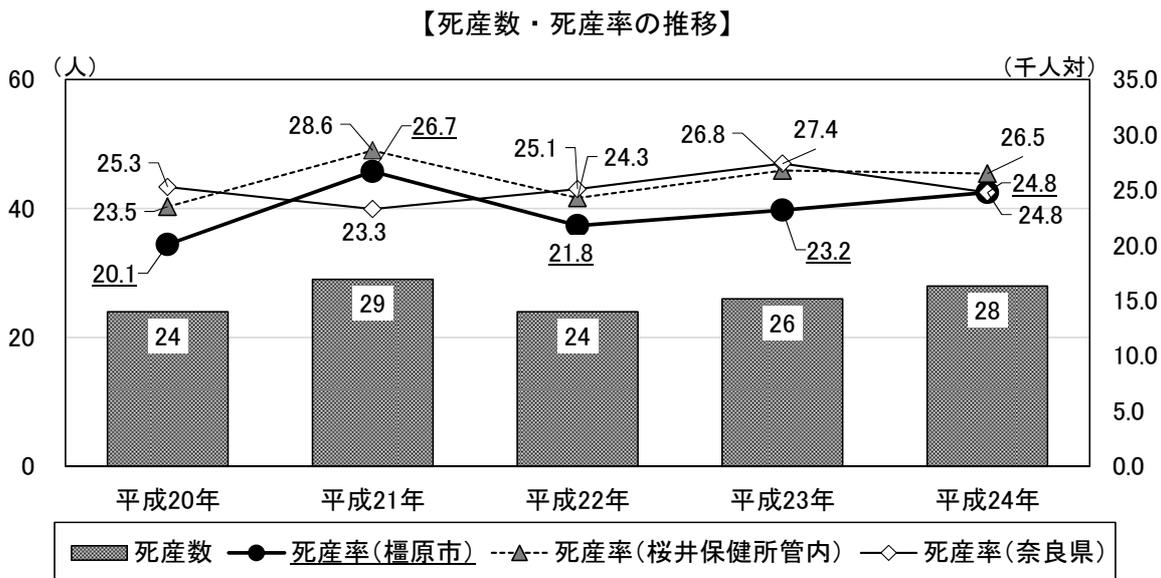
本市の新生児死亡数は、毎年0人から2人で推移しており、平成24年で1人となっています。また、新生児死亡率についてみると、平成24年には奈良県を上回り、桜井保健所管内と同値の0.9人となっています。



資料：奈良県保健統計データ

### (4) 死産の状況

本市の死産数は、20人台で推移しており、平成24年で28人となっています。また、死産率についてみると、平成24年には桜井保健所管内を下回り、奈良県と同値の24.8人となっています。

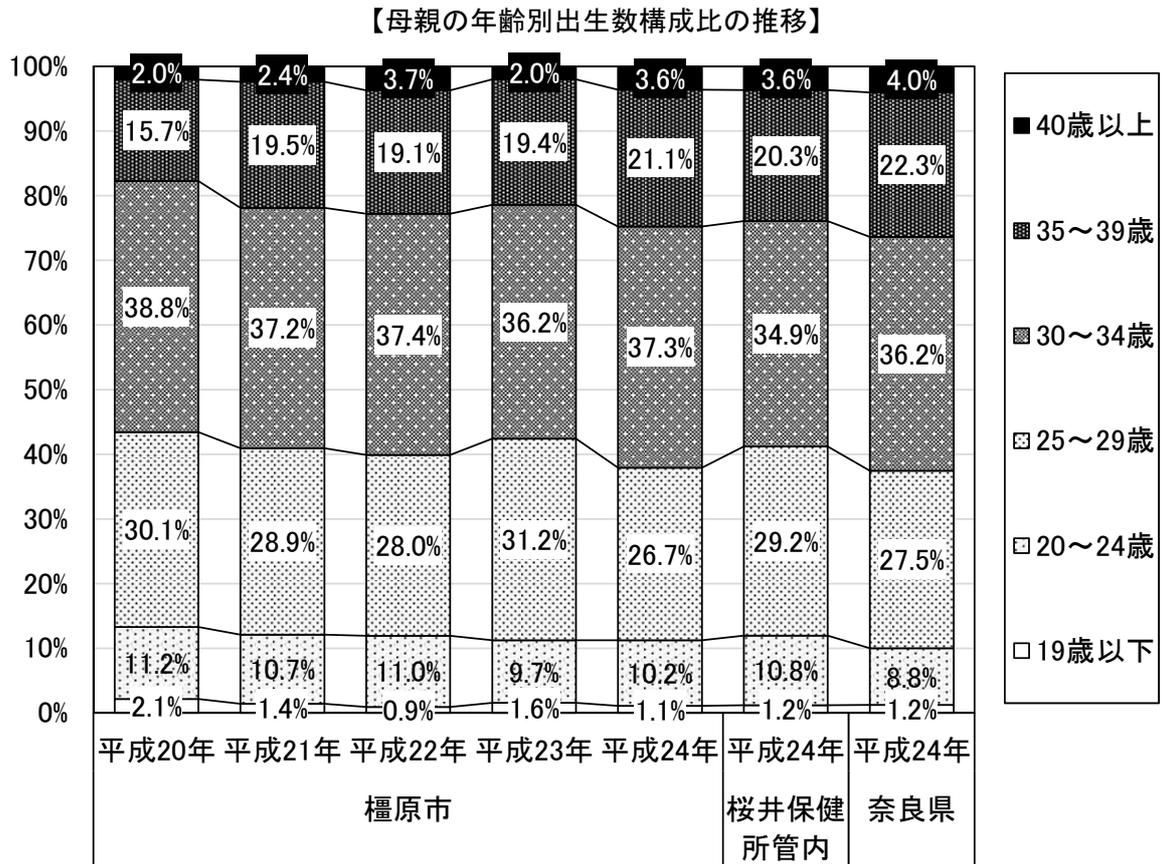


資料：奈良県保健統計データ

(5) 母親の年齢別出生数の状況

母親の年齢別出生数の構成比について推移をみると、20歳代や30歳代前半で構成比が減少傾向にあり、30歳代後半や40歳以上で増加傾向にあります。特に、30歳代後半は平成20年で15.7%が、平成24年で21.1%と1.3倍、40歳以上は平成20年で2.0%が平成24年で3.6%と1.8倍となっており、出産年齢が上昇していることがうかがえます。

また、平成24年の母親の年齢別出生数構成比をみると、奈良県や桜井保健所管内と比較して、30～34歳の割合は高く、20～24歳の割合は低くなっています。



資料：奈良県保健統計データ



#### 4) 保育所（園）、幼稚園、小・中学校の状況

##### (1) 保育所（園）の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在、本市には市立保育所が 5 か所、私立保育園が 7 か所あります。また、入所児童数は増加傾向にあり、平成 26 年で 2,026 人となっています。

【保育所（園）数と保育所（園）入所児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）】

			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	市立 (公立)	私立
施設数(か所)			12	12	12	12	12	5	7
入所児童数(人)	合計	市内	1,953	1,949	1,962	1,992	2,026	695	1331
		市外委託	156	167	193	225	234	41	193
	3～5 歳児	市内	1,314	1,335	1,331	1,328	1,344	455	889
		市外委託	101	97	119	139	146	28	118
	0～2 歳児	市内	639	614	631	664	682	240	442
		市外委託	55	70	74	86	88	13	75

資料：こども未来課

なお、保育所（園）入所待機児童数については、平成 24 年から平成 25 年にかけて 2 倍程度増加し 19 人となっていました。平成 26 年は 12 人となっています。

【保育所（園）入所待機児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
保育所(園)入所待機児童数(人)	10	9	9	19	12

資料：こども未来課

##### (2) 幼稚園の状況

平成 26 年 5 月 1 日現在、本市には市立幼稚園が 15 か所、私立幼稚園が 4 か所あります。また、園児数は減少傾向にあり、平成 26 年で 1,206 人となっています。

【幼稚園数と園児数の推移（各年 5 月 1 日現在）】

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	市立	私立
施設数(か所)		19	19	19	19	19	15	4
園児数(人)	合計	1,364	1,351	1,321	1,261	1,206	749	457
	3歳児	144	135	133	131	108	—	108
	4歳児	580	567	545	535	497	350	147
	5歳児	640	649	643	595	601	399	202

資料：学校基本調査

### (3) 小・中学校の状況

平成 26 年 5 月 1 日現在、本市には小学校が 16 校、中学校が 6 校あります。また、児童・生徒数は、小学校で減少傾向、中学校では横ばいで推移しており、平成 26 年で小学校児童数が 6,572 人、中学校生徒数が 3,471 人となっています。

【小・中学校数と児童・生徒数の推移（各年 5 月 1 日現在）】

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
小学校	学校数(か所)	16	16	16	16	16
	児童数(人)	7,195	7,025	6,811	6,660	6,572
中学校	学校数(か所)	6	6	6	6	6
	生徒数(人)	3,520	3,523	3,584	3,491	3,471

資料：学校基本調査



## 5) 保育サービス等の状況

### (1) 一時預かり事業の状況

平成26年4月1日現在、本市では市立保育所2か所、私立保育園2か所、こども広場の合計5か所で一時預かり事業を実施しています。また、延利用者数は平成23年度以降で減少傾向となっており、平成25年度には6,152人となっています。

【一時預かり事業の実施施設数と延利用者数の推移】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合計	施設数(か所)	5	5	5	5	5
	延利用者数(人)	5,068	5,491	7,172	6,513	6,152
市立保育所	施設数(か所)	2	2	2	2	2
	延利用者数(人)	3,455	3,819	4,704	4,178	4,576
私立保育園	施設数(か所)	3	3	2	2	2
	延利用者数(人)	1,613	1,672	2,170	1,833	1,262
こども広場	施設数(か所)	—	—	1	1	1
	延利用者数(人)	—	—	298	502	314

資料：こども未来課・子育て支援課 ※こども広場での預かり保育は平成23年4月から実施

### (2) 病児・病後児保育事業の状況

平成26年4月1日現在、本市では病院に併設された保育室(1か所)で病児・病後児保育を実施しています。また、延利用者数は年度によってばらつきがあり、平成25年度では140人となっています。

【病児・病後児保育の実施施設数と延利用者数の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数(か所)	1	1	1	1	1
延利用者数(人)	177	152	229	196	140

資料：こども未来課

### (3) 子育て短期支援事業の状況

ショートステイの延利用者数は平成23年度以降で増加傾向になっており、平成25年度には136人となっています。

【ショートステイの延利用者数の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延利用者数(人)	71	105	54	112	136

資料：子育て支援課

(4) ファミリー・サポート・センター事業の状況

平成 20 年5月より事業を開始し、平成 25 年度末の登録会員数は、依頼会員 216 人、援助会員 67 人、両方会員 56 人、合計 339 人となっています。

【ファミリー・サポート・センター事業の新規登録会員数の推移】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計 (平成 25 年 度末時点)
合計(人)	129	50	53	41	38	28	339
依頼会員(子育てを 支援して欲しい人)(人)	73	33	34	29	26	21	216
援助会員(子育てを 応援したい人)(人)	24	10	13	7	6	7	67
両方会員(人)	32	7	6	5	6	0	56

資料：子育て支援課

ファミリー・サポート・センター事業の活動状況をみると、保育所（園）から依頼者の自宅への送迎、放課後児童クラブから習い事の場所への送迎、依頼者自宅から習い事の場所への送迎などが多くなっています。また、延利用件数は年度によってばらつきがあり、平成 25 年度では 635 件となっています。

【ファミリー・サポート・センター事業の延利用件数の推移】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延利用件数(件)	101	191	539	1,174	635

資料：子育て支援課

(5) 子育て支援拠点事業の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在、子育て支援センターとこども広場の 2 か所で子育て支援拠点事業を実施しています。また、延利用者数は増加傾向にあり、平成 25 年度で 58,204 人となっています。

【子育て支援拠点事業の延利用者数の推移】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合計	延利用者数(人)	26,293	37,404	54,398	56,862	58,204
子育て支援センター	延利用者数(人)	6,660	20,038	21,864	21,996	21,269
こども広場	延利用者数(人)	19,633	17,366	32,534	34,866	36,935

資料：子育て支援課 ※子育て支援センターは平成 21 年 10 月から実施

## (6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

放課後児童健全育成事業の実施施設は、平成 22 年は 18 か所でしたが、平成 25 年に 20 か所、平成 26 年には 23 か所となっています。また、登録児童数は増加傾向にあり、平成 26 年で 879 人となっています。

【放課後児童健全育成事業の実施施設数と登録児童数の推移（各年 4 月 1 日）】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
施設数(か所)	18	18	18	20	23
登録児童数(人)	720	745	731	799	879

資料：子育て支援課

放課後児童健全育成事業の実施場所について、平成 26 年では、専用施設が 13 か所で最も多く、保育所・幼稚園内が 6 か所とつづきます。

【放課後児童健全育成事業の実施場所別状況（各年 4 月 1 日）】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
合計(か所)	18	18	18	20	23
民家(か所)	2	2	1	2	1
保育所・幼稚園内(か所)	4	4	4	4	6
児童センター・児童館内(か所)	2	2	2	2	2
専用施設(か所)	9	9	10	11	13
公的施設内(か所)	1	1	1	1	1

資料：子育て支援課



## 6) 母子保健に関連する事業の状況

### (1) 妊産婦保健事業

各種訪問事業や妊婦一般健康診査、マザーズクラス、両親学級を通して、妊婦等の健康管理並びに育児不安の解消、母体管理の知識の向上を図っています。

【妊産婦保健事業の実施状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦一般健康診査	受診者件数(件)	13,031	13,712	14,009	13,119	13,344
マザーズクラス	参加者数(人)	169	181	181	171	141
両親学級	参加者数(人)	145	210	198	194	208
訪問指導(妊産婦・乳幼児)	訪問件数(件)	480	593	912	921	1,008
こんにちは赤ちゃん訪問 (新生児訪問を含む)	訪問件数(件)	—	—	1,129	1,046	1,069

資料：健康増進課 ※こんにちは赤ちゃん訪問は平成23年4月から実施

### (2) 乳幼児保健指導事業

健康の保持・増進を目的に3か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査、赤ちゃんセミナー、離乳食教室、歯の健康教室を開催しています。

なお、1歳6か月児・3歳6か月児健康診査については、集団健診で歯科健診や育児相談を受けた後、個別健診として医療機関において検尿、計測、内科診察を受ける2段階方式で実施しています。

【乳幼児保健指導事業の実施状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
3か月児健康診査	受診者数(人)	1,016	1,024	1,067	1,083	1,017
	受診率(%)	95.7	94.3	96.6	98.4	97.2
10か月児健康診査	受診者数(人)	1,043	988	993	1,047	971
	受診率(%)	93.9	92.0	90.3	93.5	92.8
1歳6か月児健康診査 (集団健診)	受診者数(人)	1,089	1,044	1,014	1,092	1,053
	受診率(%)	95.9	95.7	96.4	95.7	96.2
1歳6か月児健康診査 (個別健診)	受診者数(人)	1,002	1,004	940	1,005	1,000
	受診率(%)	92.0	96.2	92.7	92.0	95.0
3歳6か月児健康診査 (集団健診)	受診者数(人)	994	1,016	972	983	931
	受診率(%)	87.7	89.3	88.5	91.9	89.7
3歳6か月児健康診査 (個別健診)	受診者数(人)	884	904	865	885	887
	受診率(%)	88.9	89.0	89.0	90.0	95.3
赤ちゃんセミナー	参加者数(人)	411	370	362	426	414
離乳食教室	参加者数(人)	265	256	295	303	290
歯の健康教室	参加者数(人)	128	179	174	175	189

資料：健康増進課

1歳6か月児・3歳6か月児健康診査の個別健診の受診率は、集団健診受診者に占める個別健診受診者の割合

### (3) 子育て支援事業

育児不安をもつ保護者への支援として、すこやか子ども相談や母と子のふれあい教室等を実施しています。

【子育て支援事業の実施状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
すこやか子ども相談	相談者数(件)	443	530	582	539	529
母と子のふれあい教室	参加者数(人)	193	415	682	681	634

資料：健康増進課

### (4) 予防接種事業

感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、個人の体質等を理解したかかりつけ医による個別予防接種で予防接種事業を進めています。また、かかりつけ医が市外の場合や、やむを得ない理由により県外で受ける場合も、公費で受けられる制度を導入し、市外及び県外医療機関においても予防接種を受けられるように努めています。

【予防接種の接種状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
BCG	接種者数(人)	1,058	1,055	1,059	1,018	919	
	接種率(%)	95.4	93.7	94.2	85.8	89.9	
MR(麻しん風しん混合)	接種者数(人)	2,162	2,054	2,076	2,164	1,996	
	平均接種率(%)	94.9	86.7	90.7	92.2	94.6	
	1期	接種者数(人)	1,089	1,049	1,057	1,123	1,005
		接種率(%)	97.0	82.4	88.5	89.8	97.1
	2期	接種者数(人)	1,073	1,005	1,019	1,041	991
		接種率(%)	92.8	91.0	92.8	94.6	92.0
日本脳炎	合計	808	5,017	4,526	3,656	2,946	
	1期初回1回目	404	2,449	1,656	1,222	1,011	
	1期初回2回目	352	2,354	1,657	1,196	1,010	
	1期初回追加	52	214	1,213	1,238	925	
破傷風・百日咳 三種混合 ジフテリア	合計	4,486	4,260	4,322	3,884	1,360	
	1期初回1回目	1,085	1,054	1,088	865	78	
	1期初回2回目	1,095	1,052	1,101	924	112	
	1期初回3回目	1,116	1,033	1,109	979	165	
	1期初回追加	1,190	1,121	1,024	1,116	1,005	
破傷風・百日咳 四種混合 ポリオ・ジフテリア	合計	-	-	-	573	3,087	
	1期初回1回目				267	1,031	
	1期初回2回目				181	1,030	
	1期初回3回目				124	958	
	1期初回追加				1	68	

次ページに続きます

※四種混合は平成24年度から定期予防接種として実施

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
不活化ポリオ	合計	接種者数(人)	-	-	-	4,114	1,998
	1期初回1回目					1,308	233
	1期初回2回目					1,500	430
	1期初回3回目					1,301	498
	1期初回追加					5	837
ヒブ	合計	接種者数(人)	-	-	-	-	4,601
	1期初回1回目						1,222
	1期初回2回目						1,098
	1期初回3回目						1,109
	1期初回追加						1,172
小児肺炎球菌	合計	接種者数(人)	-	-	-	-	4,460
	1期初回1回目						1,241
	1期初回2回目						1,092
	1期初回3回目						1,098
	1期初回追加						1,029

資料：健康増進課 ※不活化ポリオは平成24年度から、ヒブと小児肺炎球菌は平成25年度から定期予防接種として実施

## (5) 小児医療体制

本市は、小児科及び小児科を標榜する医療機関に恵まれており、急病人が出た時は、まずはかかりつけ医療機関を受診していただき、医療機関が終了後の夜間・休日などは休日夜間応急診療所で受診していただく一次救急医療体制となっています。また、一次救急医療機関で受診し、その後病状により、二次輪番病院や、さらに重症の場合は三次救急医療機関である県立医科大学附属病院などを紹介するなど、小児の救急医療体制の確保に努めています。

休日夜間応急診療所は、現在毎日の診療時間帯に小児科医師を常駐化し、急な小児の病気に対応していますが、かかりつけ医療機関で受診できた患者の多くが、休日夜間応急診療所をはじめ、二次救急医療機関や県立医科大学附属病院で受診している状況が見られ、二次・三次救急医療機関での軽症患者の受診は依然として増加しています。このような中、市では、市民の皆様に、かかりつけ医療機関を持ち、早期受診していただくことで小児の重症化を防ぎ、二次・三次救急医療機関が本来の救急患者をより多く受け入れられる体制づくりを進めています。このほかにも、小児の救急電話相談（＃8000）の啓発にも力を入れています。

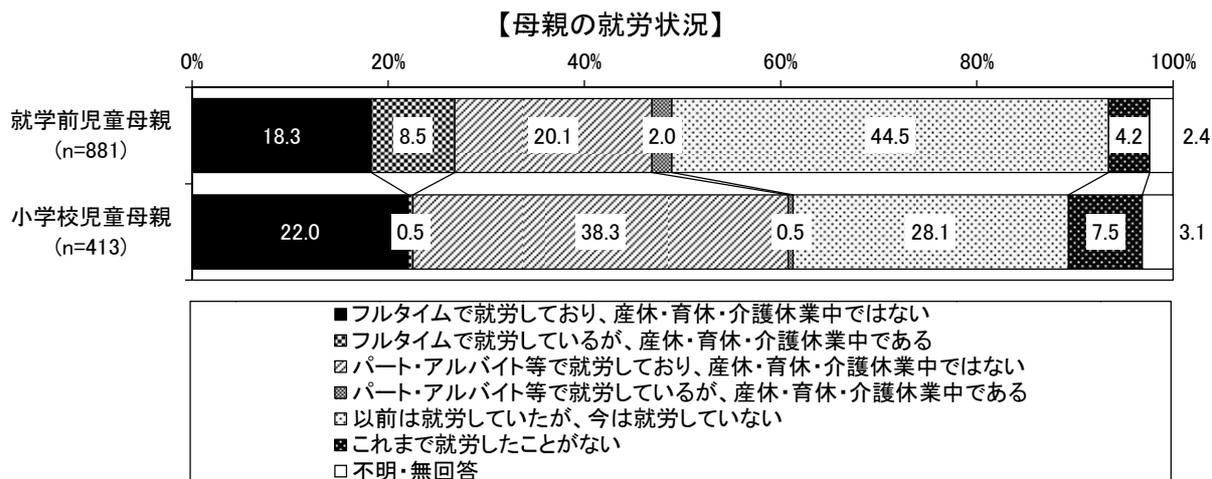
アンケート調査の結果では、休日夜間応急診療所の認知率やかかりつけ医を持つ保護者の割合も高くなっています。また、休日夜間応急診療所の受診者のうち、小児患者は64.3%となっており、ほとんどの家庭では、かかりつけの小児科医がいるなかで、診療時間外の急病については、休日夜間応急診療所などが利用されていることがうかがえます。

## 2. アンケート調査等からみる状況

### 1) 母親の就労状況と就労意向

#### (1) 母親の就労状況

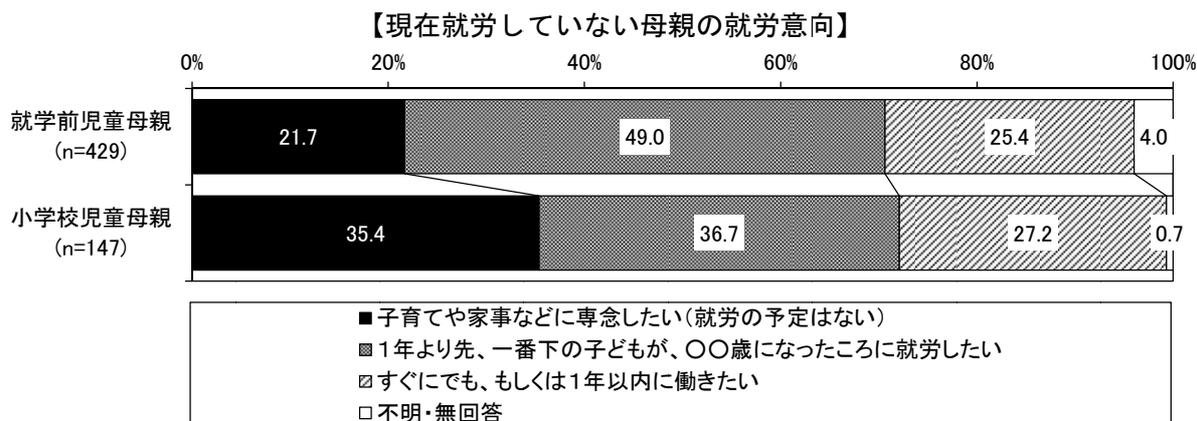
就労している母親（「フルタイム」＋「フルタイムで産休・育休・介護休業中」＋「パート等」＋「パート等で産休・育休・介護休業中」）は、就学前児童の母親で48.9%、小学校児童の母親で61.3%を占めています。



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

#### (2) 母親の就労意向

就労していない母親（「以前は就労していたが、今は就労していない」＋「これまで就労したことがない」）のうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」とする母親は、就学前児童の母親で25.4%、小学校児童の母親で27.2%となっています。

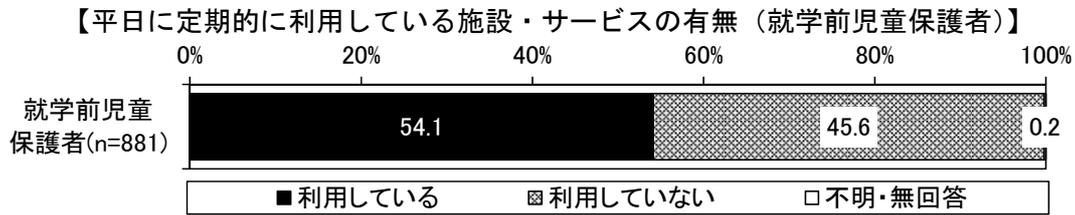


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

## 2) 平日の定期的な幼稚園・保育所（園）等の施設・サービスについて

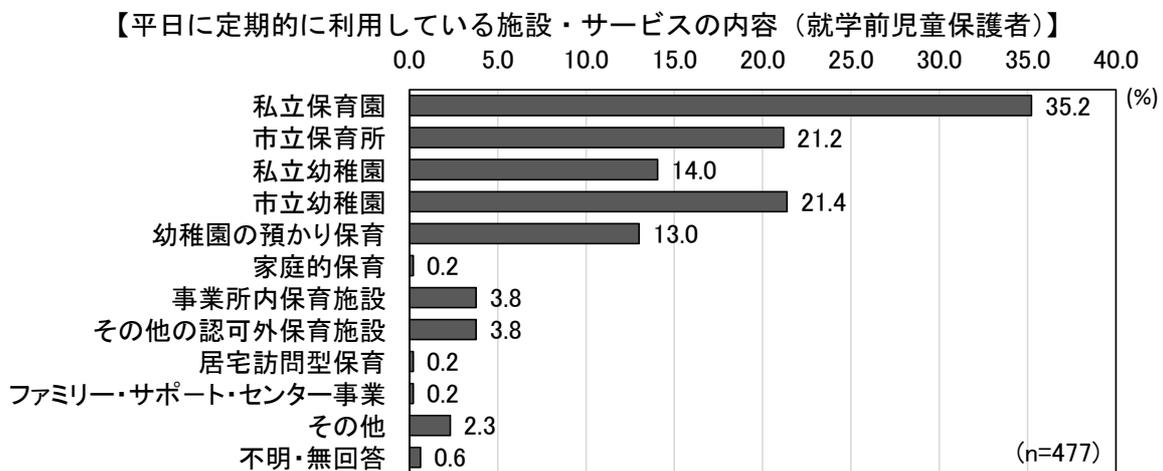
### (1) 平日の定期的な幼稚園・保育所（園）等の施設・サービスの利用有無・利用内容

平日の定期的な施設・サービスの利用有無をみると、「利用している」が54.1%を占めています。



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

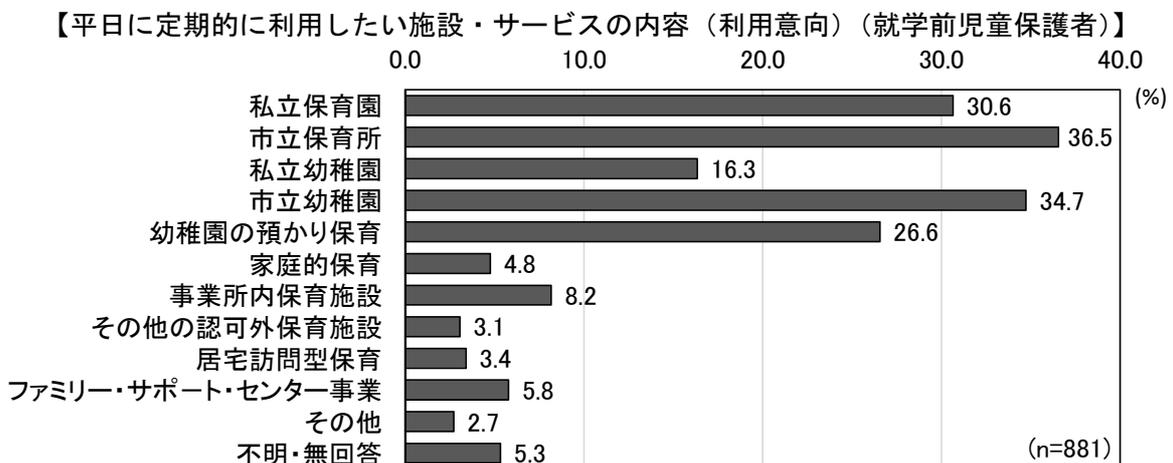
平日に定期的にご利用している施設・サービスの内容についてみると、「私立保育園」が35.2%で最も多く、「市立幼稚園（通常の就園時間の利用）」(21.4%)、「市立保育所」(21.2%)がつづいています。



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

### (2) 平日の定期的な幼稚園・保育所（園）等の施設・サービスの利用意向

平日の定期的な施設・サービスの利用意向をみると、「市立保育所」が36.5%で最も多く、「市立幼稚園（通常の就園時間の利用）」(34.7%)、「私立保育園」(30.6%)がつづいています。



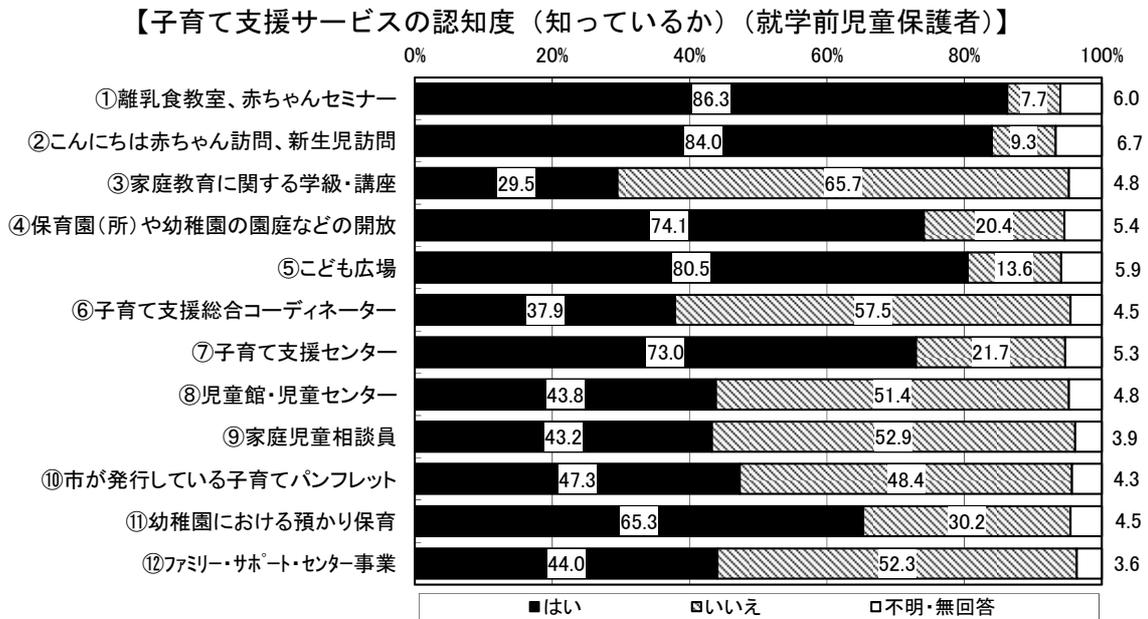
資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

### 3) 子育て支援サービスについて

#### (1) 就学前児童・保護者を対象とした子育て支援サービスについて

##### ① 子育て支援サービスの認知度

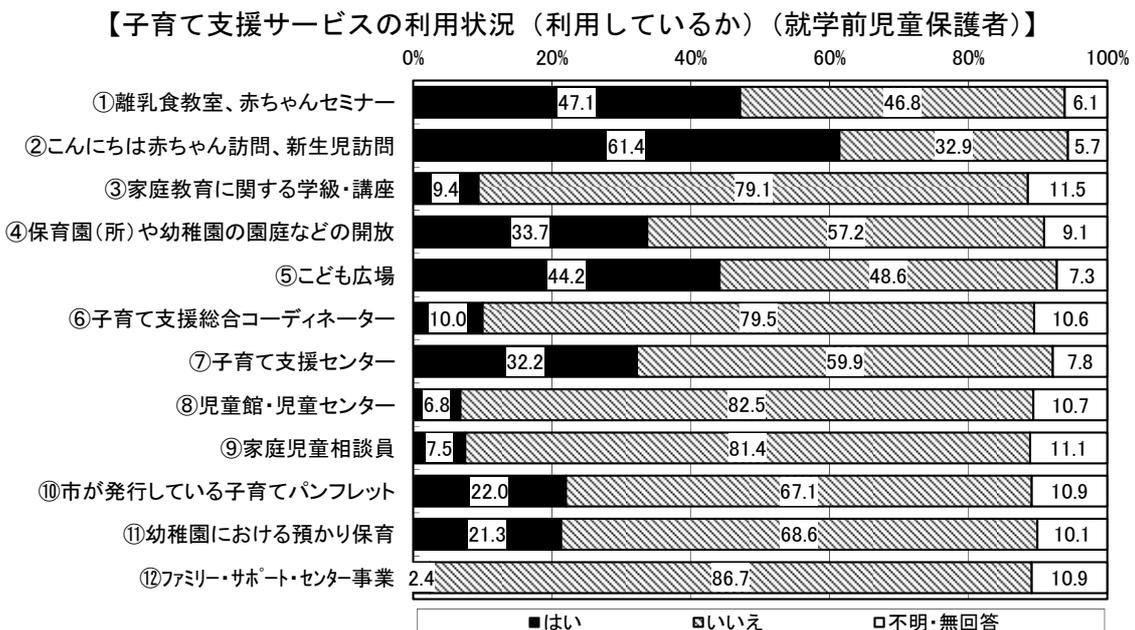
子育て支援サービスの認知度（該当サービスを知っている人の割合）は、「離乳食教室、赤ちゃんセミナー」が86.3%で最も多く、「こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問」(84.0%)、「こども広場」(80.5%)がつづいています。



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

##### ② 子育て支援サービスの利用状況

子育て支援サービスの利用状況（該当サービスを利用している人の割合）は、「こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問」が61.4%で最も多く、「離乳食教室、赤ちゃんセミナー」(47.1%)、「こども広場」(44.2%)がつづいています。

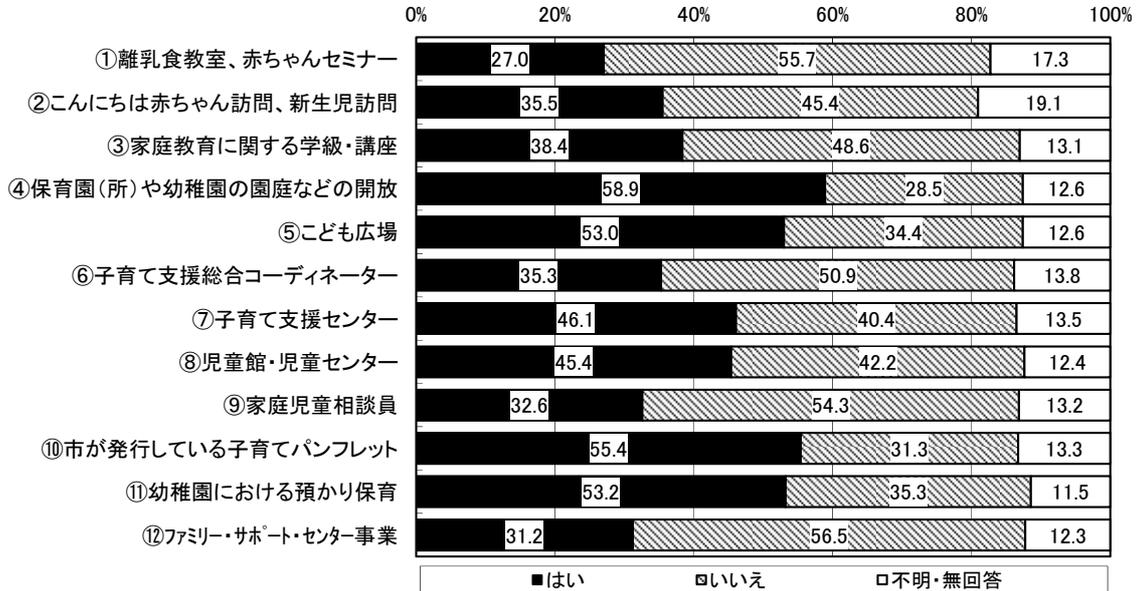


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

### ③子育て支援サービスの利用意向

子育て支援サービスの利用意向（該当サービスを今後利用したい人の割合）は、「保育園（所）や幼稚園の園庭などの開放」が58.9%で最も多く、「市が発行している子育てパンフレット」(55.4%)、「幼稚園における預かり保育」(53.2%)がつづいています。

【子育て支援サービスの利用意向（今後利用したいか）（就学前児童保護者）】



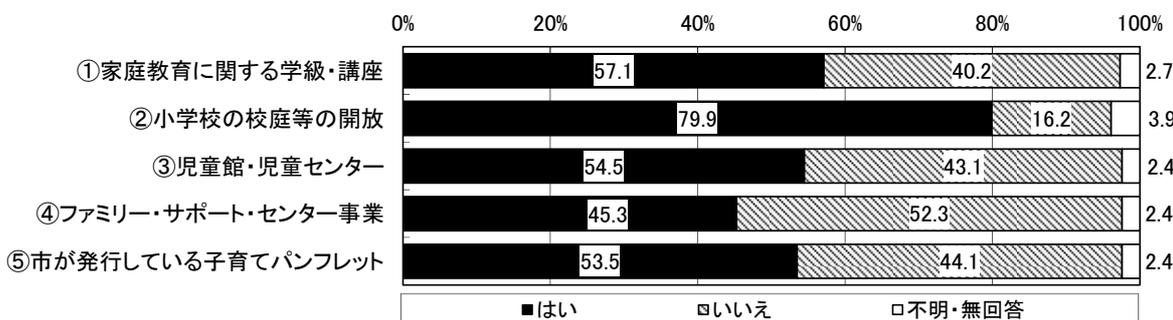
資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

### （2）小学校児童・保護者を対象とした子育て支援サービスについて

#### ①子育て支援サービスの認知度

子育て支援サービスの認知度（該当サービスを知っている人の割合）は、「小学校の校庭等の開放」が79.9%で最も多く、「家庭教育に関する学級・講座」(57.1%)、「児童館・児童センター」(54.5%)がつづいています。

【子育て支援サービスの認知度（知っているか）（小学校児童保護者）】

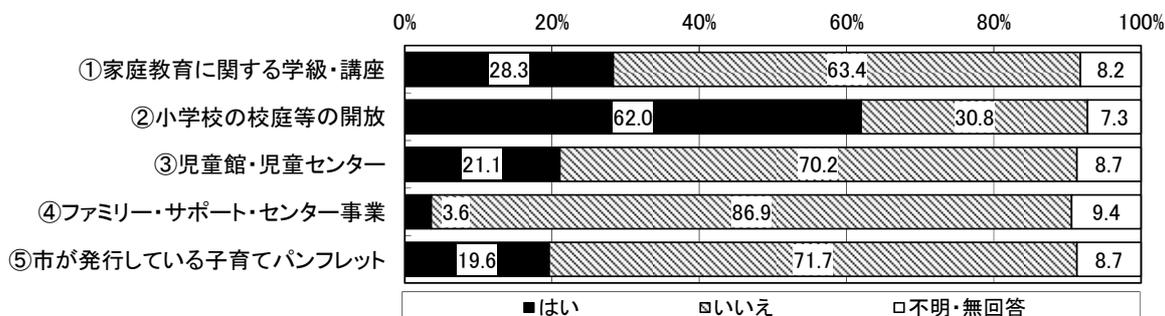


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

## ②子育て支援サービスの利用状況

子育て支援サービスの利用状況（該当サービスを利用している人の割合）は、「小学校の校庭等の開放」が62.0%で最も多く、「家庭教育に関する学級・講座」(28.3%)、「児童館・児童センター」(21.1%)がつづいています。

【子育て支援サービスの利用状況（利用しているか）（小学校児童保護者）】

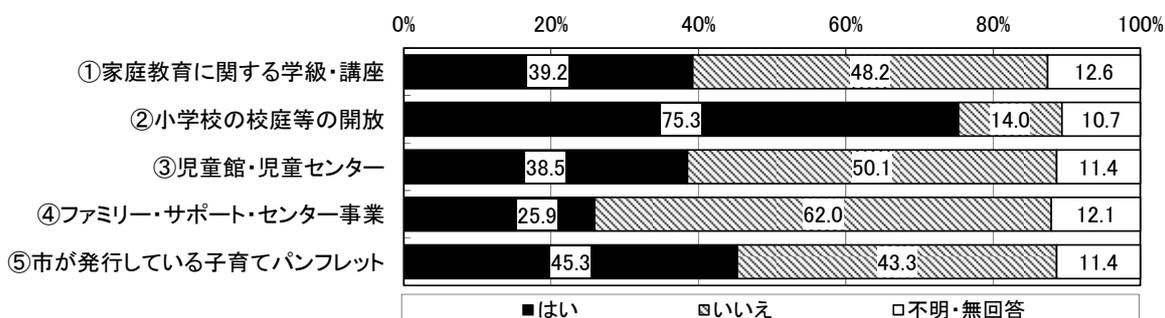


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

## ③子育て支援サービスの利用意向

子育て支援サービスの利用意向（該当サービスを今後利用したい人の割合）は、「小学校の校庭等の開放」が75.3%で最も多く、「市が発行している子育てパンフレット」(45.3%)、「家庭教育に関する学級・講座」(39.2%)がつづいています。

【子育て支援サービスの利用意向（今後利用したいか）（小学校児童保護者）】



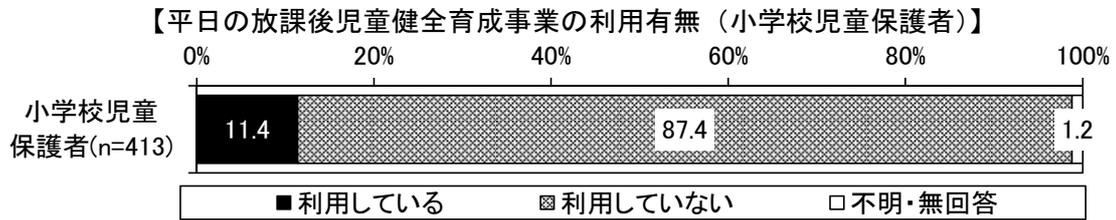
資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）



#### 4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

##### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況

平日の放課後児童健全育成事業の利用有無をみると、「利用している」が11.4%となっています。

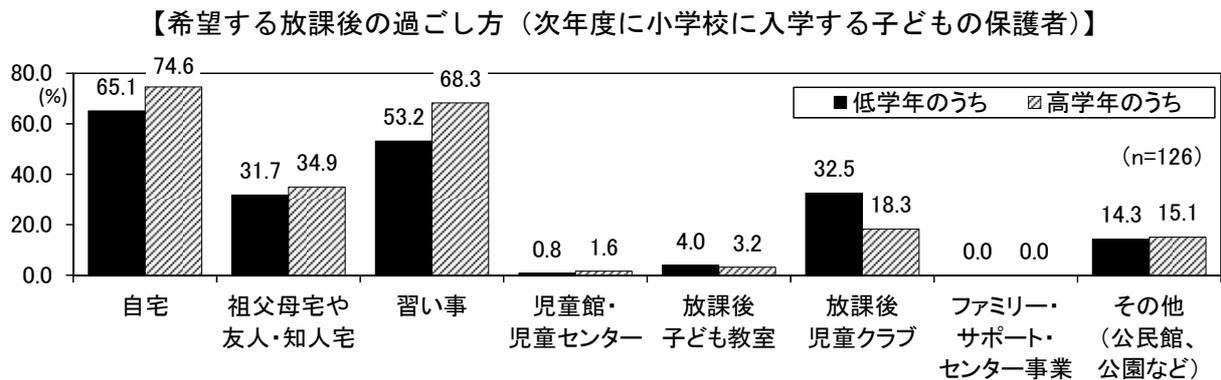


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

##### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用意向

###### ①次年度に小学校に入学する子どもの保護者の利用意向

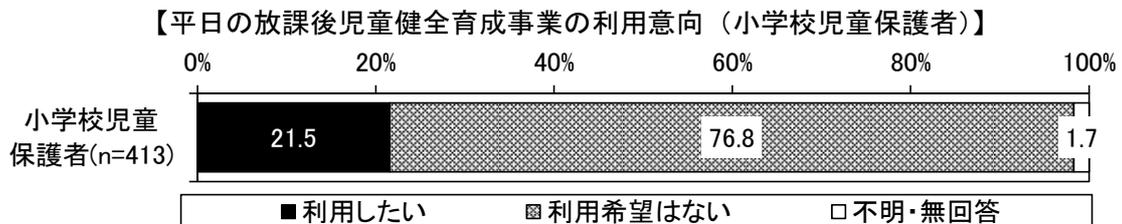
次年度に小学校に入学する子どもについて、保護者が希望する放課後の過ごし方をみると、低学年（小学1～3年生）のうちと、高学年（小学4～6年生）のうちで、ともに「自宅」が最も多くなっています。また、低学年のうちで「放課後児童クラブ」を希望する保護者については32.5%、高学年で「放課後児童クラブ」を希望する保護者は18.3%となっています。



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

###### ②小学校児童保護者の利用意向

平日の放課後児童クラブの利用意向（利用したい人の割合）をみると、21.5%となっています。

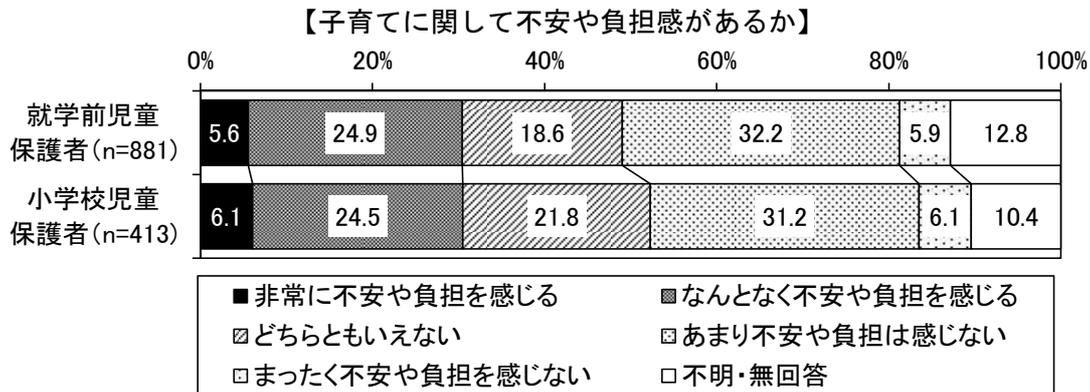


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

## 5) 子育てに関する意識・状況

### (1) 子育てに関する不安や負担感

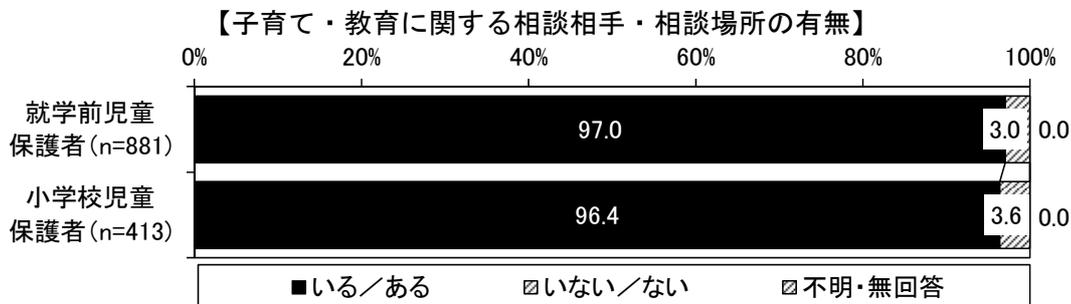
子育てに関する不安や負担感についてみると、就学前児童および小学校児童の保護者とも「あまり不安や負担を感じない」が3割程度で最も多くなっています。一方、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせると、就学前児童の保護者で30.5%、小学校児童の保護者で30.6%となっており、3割程度の保護者が子育てに不安や負担感を持っています。



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

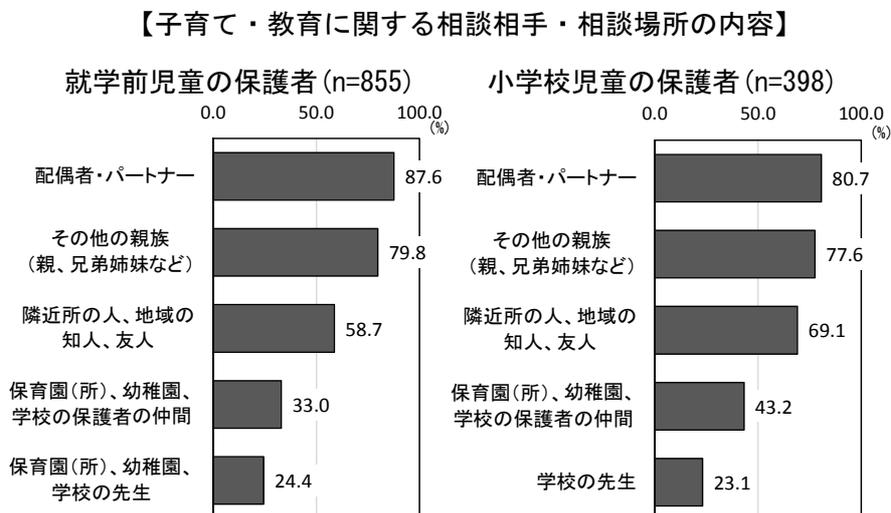
### (2) 子育て・教育に関する相談相手の状況

子育てや教育について気軽に相談できる人や場所がある、もしくはあるという保護者は、就学前児童の保護者で97.0%、小学校児童の保護者でも96.4%を占めています。



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

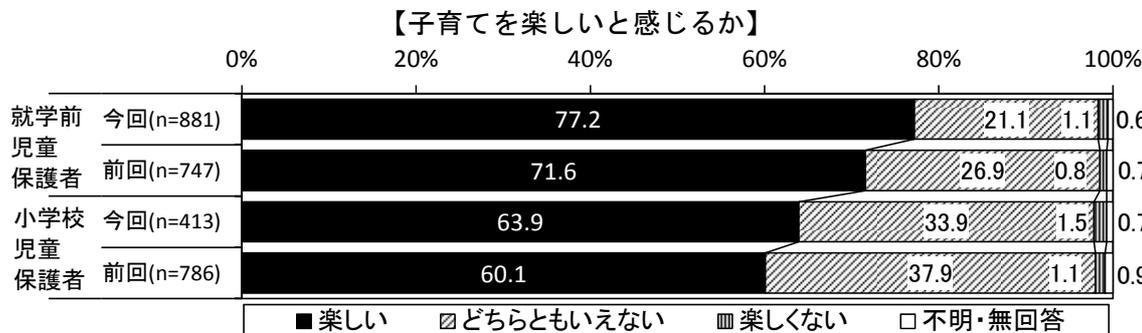
子育てや教育について気軽に相談できる人や場所がある、もしくはあるという保護者について、相談相手・相談場所をみると、「配偶者・パートナー」や「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」「隣近所の人、地域の知人、友人」が上位3項目を占めています。



※上位5項目 資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

### (3) 子育てを楽しんでいるか

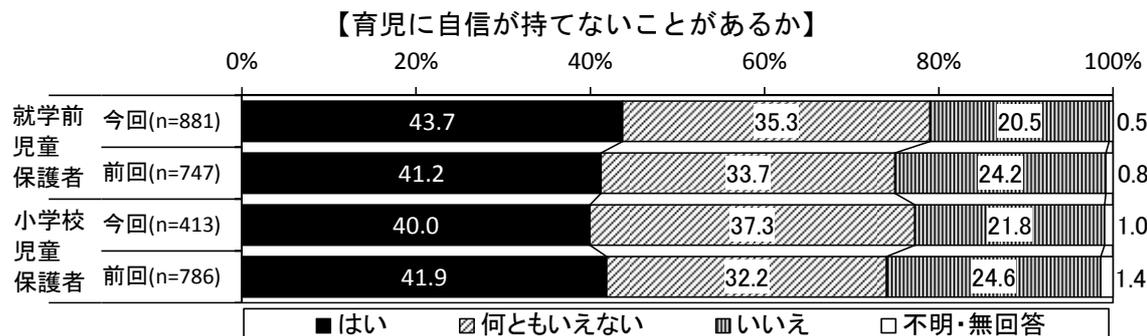
子育てを「楽しい」と感じる保護者は、就学前児童の保護者で 77.2%となっており、前回調査（71.6%）から 5.6 ポイント増加しています。一方、小学校児童の保護者では 63.9%となっており、前回調査（60.1%）から 3.8 ポイント増加しています。



資料：今回調査は子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）、前回調査は次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）

### (4) 育児に自信が持てないことがあるか

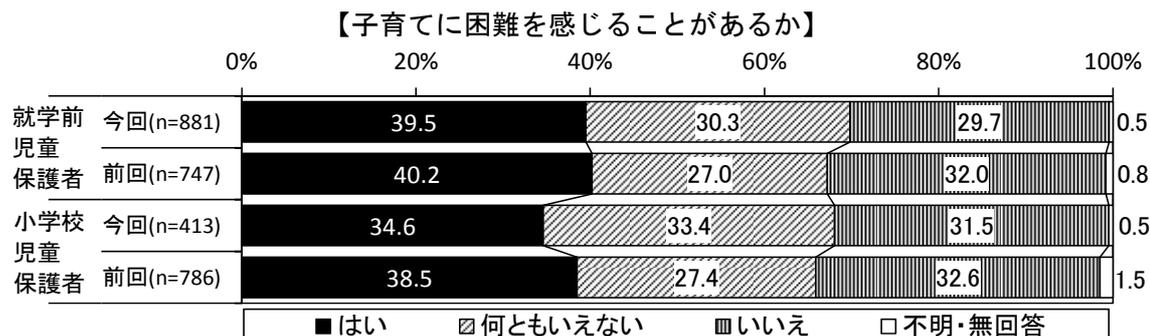
育児に自身を持てないことがある保護者は、就学前児童の保護者で 43.7%となっており、前回調査（41.2%）から 2.5 ポイント増加しています。一方、小学校児童の保護者では 40.0%となっており、前回調査（41.9%）から 1.9 ポイント減少しています。



資料：今回調査は子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）、前回調査は次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）

### (5) 子育てに困難を感じるものの有無

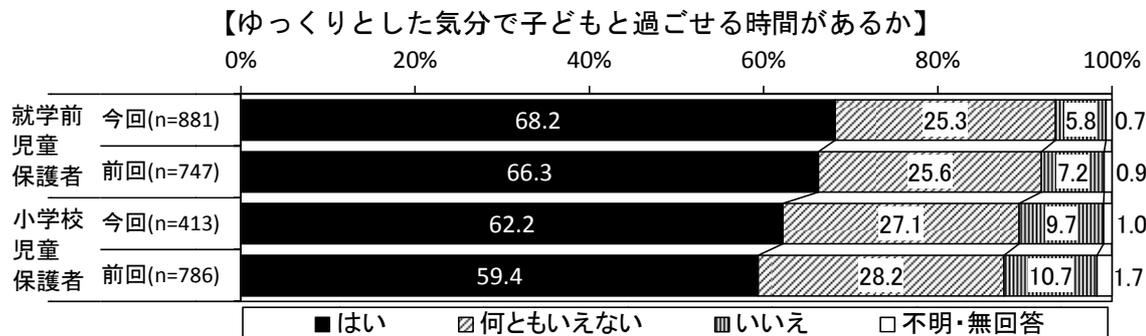
子育てに困難を感じるものがある保護者は、就学前児童の保護者で 39.5%となっており、前回調査（40.2%）から 0.7 ポイント減少しています。一方、小学校児童の保護者では 34.6%となっており、前回調査（38.5%）から 3.9 ポイント減少しています。



資料：今回調査は子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）、前回調査は次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）

### (6) ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無

ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親は、就学前児童の母親で 68.2% となっており、前回調査（66.3%）から 1.9 ポイント増加しています。一方、小学校児童の母親では 62.2% となっており、前回調査（59.4%）から 2.8 ポイント増加しています。

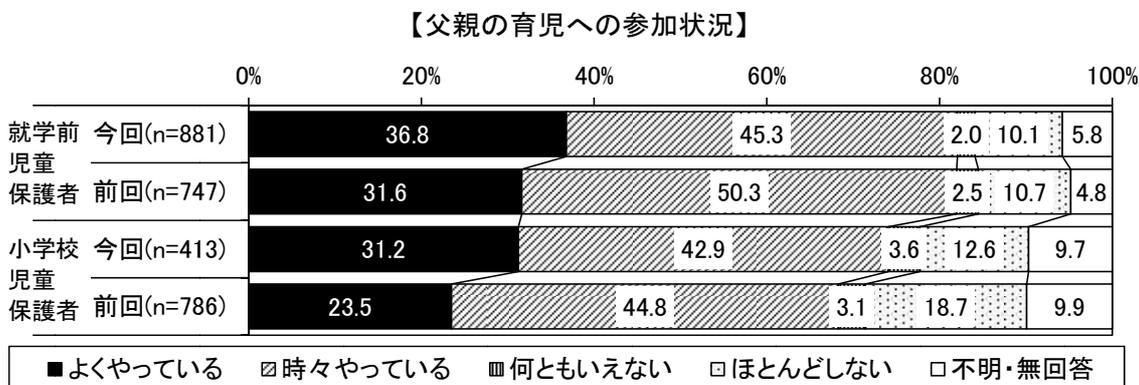


資料：今回調査は子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）、前回調査は次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）

### (7) 父親の育児への参加状況

父親の育児への参加状況について、就学前児童の保護者では「よくやっている」が 36.8%、「時々やっている」が 45.3%で、父親が育児に参加している割合（「よくやっている」+「時々やっている」）は 82.1% となっており、前回調査（81.9%）から 0.2 ポイント増加しています。

一方、小学校児童の保護者では、「よくやっている」が 31.2%、「時々やっている」が 42.9%で、父親が育児に参加している割合（「よくやっている」+「時々やっている」）は 74.1% となっており、前回調査（68.3%）から 5.8 ポイント増加しています。



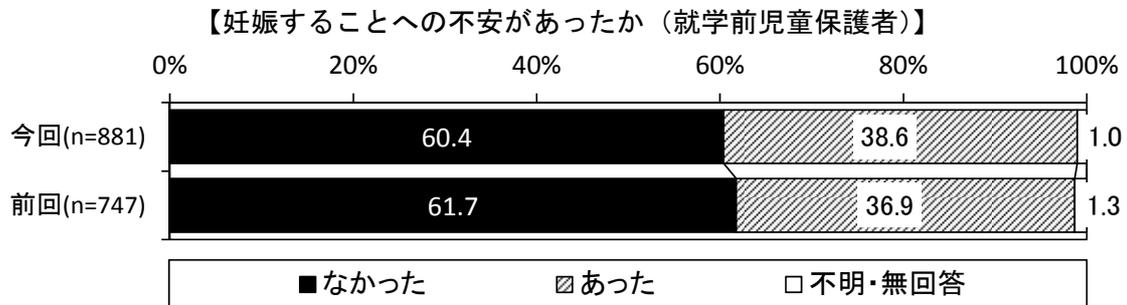
資料：今回調査は子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）、前回調査は次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）



## 6) 妊娠・出産時の意識・状況

### (1) 妊娠への不安の有無

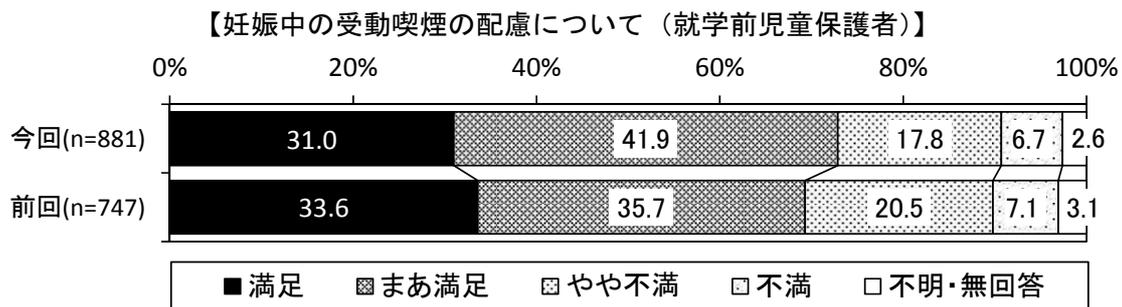
妊娠への不安について、「なかった」とする就学児童の保護者が 60.4%で、前回調査（61.7%）から 1.3 ポイント減少しています。



資料：今回調査は子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）、前回調査は次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）

### (2) 妊娠中の受動喫煙への配慮

妊娠中の受動喫煙への配慮について、「満足」は 31.0%で前回調査（33.6%）から 2.6 ポイント減少し、「まあ満足」は 41.9%で前回調査（35.7%）から 6.2 ポイント増加しています。



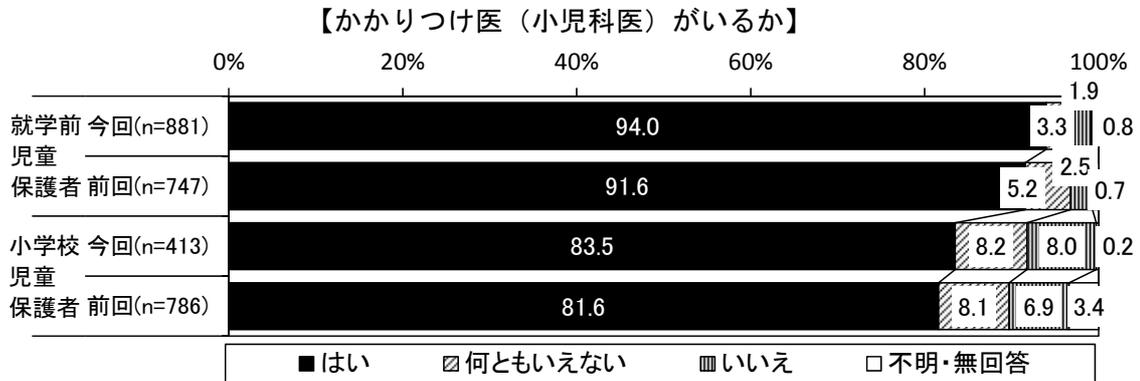
資料：今回調査は子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）、前回調査は次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）



## 7) 医療等との関わり・意識

### (1) かかりつけ医（小児科医）の有無

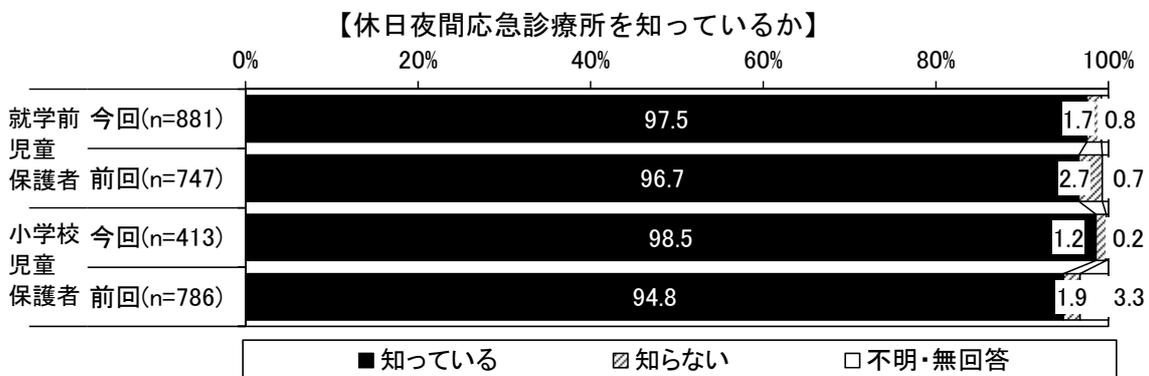
かかりつけ医（小児科医）がいる保護者は、就学前児童の保護者で 94.0%となっており、前回調査（91.6%）から 2.4 ポイント増加しています。一方、小学校児童の保護者では 83.5%となっており、前回調査（81.6%）から 1.9 ポイント増加しています。



資料：今回調査は子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）、前回調査は次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）

### (2) 休日夜間応急診療所の認知状況

休日夜間応急診療所を知っている保護者は、就学前児童の保護者で 97.5%となっており、前回調査（96.7%）から 0.8 ポイント増加しています。一方、小学校児童の保護者では 98.5%となっており、前回調査（94.8%）から 3.7 ポイント増加しています。

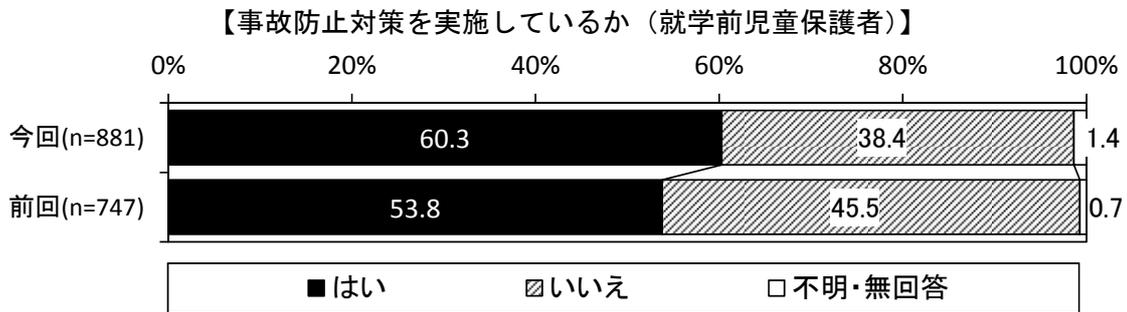


資料：今回調査は子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）、前回調査は次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）



### (3) 事故防止対策の実施有無

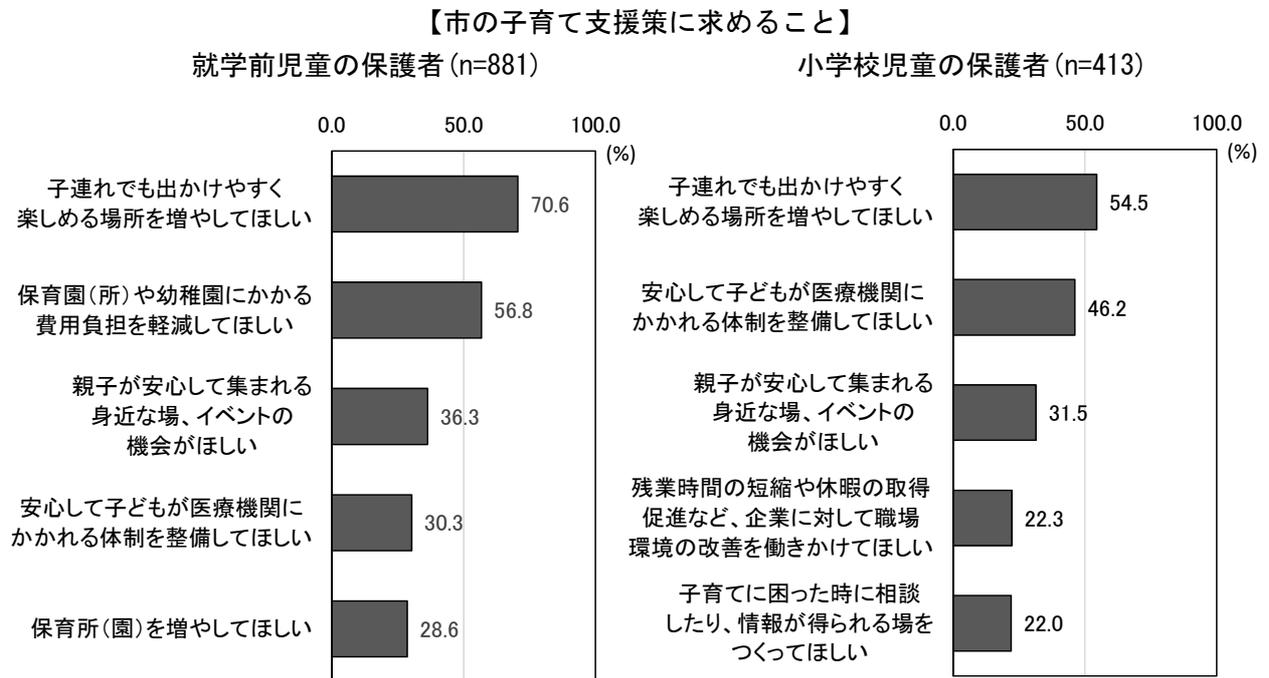
子どもの事故防止対策を実施している就学前児童保護者は 60.3%となっており、前回調査(53.8%)から 6.5 ポイント増加しています。



資料：今回調査は子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）、前回調査は次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）

### 8) 市の子育て支援策に求めること

市の子育て支援策に求めることについてみると、就学前児童および小学校児童の保護者とも「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多くなっており、就学前児童の保護者では、「保育園（所）や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」、小学校児童の保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」がつづきます。



※上位5項目 資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

### 3. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の主な取り組みの評価

「檀原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に関連する取り組みのうち、本計画において推進していく施策・事業について、「檀原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」で設定された目標の達成状況を以下に整理します。

【地域での子育て支援や保育サービス等に関する目標と現状値】

施策・事業		前期計画実績値 (平成20年度)※1	後期計画目標 (平成26年度)	現状値 (平成25年度)
地域子育て支援拠点事業(センター型)		1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業(ひろば型)		1か所	1か所	1か所
ファミリー・サポート・センター事業		1か所	1か所	1か所
病児・病後児保育事業		1か所 定員4人	1か所 定員:4人	1か所 定員:4人
子育て支援短期事業(ショートステイ事業)		3か所 実利用者数:14人	利用者のニーズにあわせて対応	5か所 実利用者数:42人
子育て支援短期事業(トワイライトステイ事業)		2か所 実利用者数:8人	利用者のニーズにあわせて対応	5か所 実利用者数:0人
一時預かり事業		6か所 定員:65人	5か所 定員:55人	5か所 定員:51人
通常保育事業		12か所 2,082人	12か所 2,089人	12か所 2,147人
延長保育事業	11時間+1時間延長まで	10か所 定員:1,358人	10か所 週平均利用人数:100人	10か所 週平均利用人数:167人
	11時間+2時間延長まで	2か所 定員:972人	2か所 週平均利用人数:70人	0か所
休日保育事業		未実施	利用者のニーズにあわせて1か所で実施予定	0か所※2
夜間保育事業		未実施	利用者のニーズにあわせて1か所で実施予定	未実施
放課後児童健全育成事業の推進		18か所 定員:735人	18か所 定員:640人	20か所 定員:799人
放課後児童健全育成事業実施施設の整備		10か所	小学校の余裕教室の状況を考慮し、公設未設置の校区について順次設置を進める	16か所

※1：後期計画作成時点での実績値

※2：1か所で実施していたが、ニーズが少なかったため中止

【母子保健事業等に関する目標と現状値】

指標		前期計画実績値 (平成 20 年度) ※1	後期計画目標 (平成 26 年度)	現状値 (平成 25 年度)	
妊娠・出産の安全性の確保	低体重児出生率	9.4%(平成 19 年)	減少	9.1%(平成 24 年)	
	妊娠することへの不安がある人の割合	就学前児童保護者 36.9%	減少	就学前児童保護者 38.6%	
	妊娠中に喫煙する人の割合	4.8%	減少	5.1%	
	妊娠中の受動喫煙に対する満足度	就学前児童保護者 ・満足 :33.6% ・まあ満足:35.7% ・合計 :69.3%	増加	就学前児童保護者 ・満足 :31.0% ・まあ満足:41.9% ・合計 :72.9%	
	夫の援助などの家庭環境に対する満足度	就学前児童保護者 ・満足 :30.4% ・まあ満足:46.1% ・合計 :76.5%	増加	就学前児童保護者 ・満足 :34.2% ・まあ満足:43.4% ・合計 :77.6%	
	マザーズクラスの実施	年間4クール (1クール3回) 受講延人数:161 人	継続	年間3クール (1クール3回) 受講延人数:141 人	
	両親学級OB会の実施	受講延人数:60 人	継続	年間6回開催 受講延人数:51 人	
	両親学級の実施	受講延人数:163 人	継続	年間6回開催 受講延人数:208 人	
子どもが健やかに育つための環境づくり	乳児のSIDS死亡数	0人(平成 19 年)	0人	0人(平成 24 年)	
	不慮の事故による6歳までの死亡者数	1人(平成 19 年)	0人	0人(平成 24 年)	
	かかりつけ医をもつ割合	小児科医	就学前児童保護者 91.6%	増加	就学前児童保護者 94.0%
		歯科医	就学前児童保護者 50.5%	増加	就学前児童保護者 46.1%
	休日夜間応急診療所を知っている親の割合	就学前児童保護者 96.7%	増加	就学前児童保護者 97.5%	
	事故防止対策を実施している家庭の割合	就学前児童保護者 53.8%	増加	就学前児童保護者 60.3%	
	麻しん・風しん 混合接種完了率 (予防接種についての理解)	1期	95.0%超	継続	97.1%
2期		92.1%	92.0%		
3期		79.2%	平成 20 年度から 平成 24 年度まで で終了		
4期		81.5%			

※ 1 : 後期計画作成時点での実績値

【母子保健事業等に関する目標と現状値】

指標		前期計画実績値 (平成 20 年度) ※1	後期計画目標 (平成 26 年度)	現状値 (平成 25 年度)
楽しく子育てができる環境の充実	子育てが楽しい人の割合	就学前児童保護者 71.6%	増加	就学前児童保護者 77.2%
	子育てに困難を感じる人の割合	就学前児童保護者 40.2%	減少	就学前児童保護者 39.5%
	子育てに自信がもてない人の割合	就学前児童保護者 41.2%	減少	就学前児童保護者 43.7%
	子どもを虐待していると思う親の割合	就学前児童保護者 ・父親:3.2% ・母親:12.7%	減少	就学前児童保護者 ・父親:3.6% ・母親:20.8%
	ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間のある母親の割合	就学前児童保護者 66.3%	増加	就学前児童保護者 68.2%
	3歳児健康診査で虫歯のない人の割合	70.6%	増加	80.1%
	育児について相談相手のいる人の割合	就学前児童保護者 93.6%	増加	就学前児童保護者 97.0%
	育児に参加する父親の割合	就学前児童保護者 ・よくやっている: 31.6% ・時々やっている: 50.3% ・合計:81.9%	増加	就学前児童保護者 ・よくやっている: 36.8% ・時々やっている: 45.3% ・合計:82.1%
	夫と子育てのことでよく話し合う母親の割合	就学前児童保護者 63.6%	増加	就学前児童保護者 61.9%
	育児サークルの育成を支援する体制	・育児サークル: 13 サークル ・サークルリーダー 交流会:3 回/年	継続	・育児サークル: 11 サークル ・サークルリーダー 交流会:3 回/年

※ 1 : 後期計画作成時点での実績値



## 第4章 施策の方向

### 1. 基本目標

基本理念「子育てロマンのまち かしはら」の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定しました。

#### **基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実**

すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、乳幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要となります。

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、次代を担う子どもたちという視点に立ち、質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの発達や学びが繋がっていくよう、小学校教育との積極的な連携を図ります。また、子どもや子育て家庭の状況や地域の実情等を十分に踏まえ、保育事業や放課後児童対策の充実などを通じて、多様な地域子ども・子育て支援事業の展開をめざします。

#### **基本目標2 すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進**

乳幼児期の教育・保育を提供し、子ども・子育て支援を展開するにあたっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が重要となり、母子保健に関する施策・事業との連携を確保することが必要です。

子どもを安心して産み、育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制のさらなる充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食育や、次代の親づくりの基盤となる思春期保健対策を推進し、親と子の健康づくりを心とからだの両面から支えます。

#### **基本目標3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会の構築**

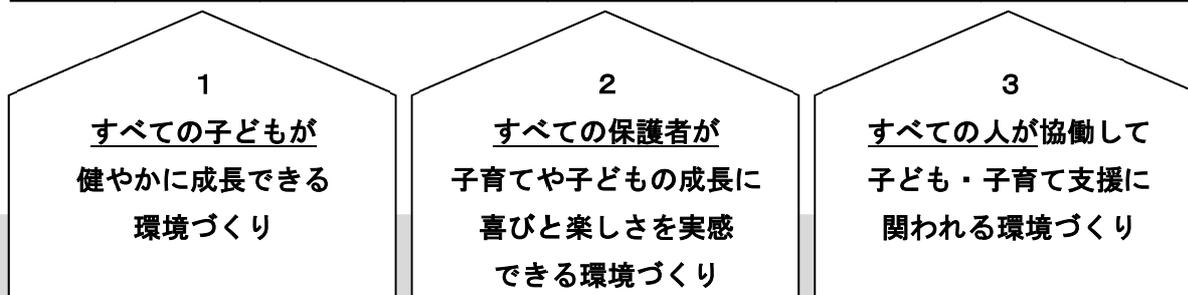
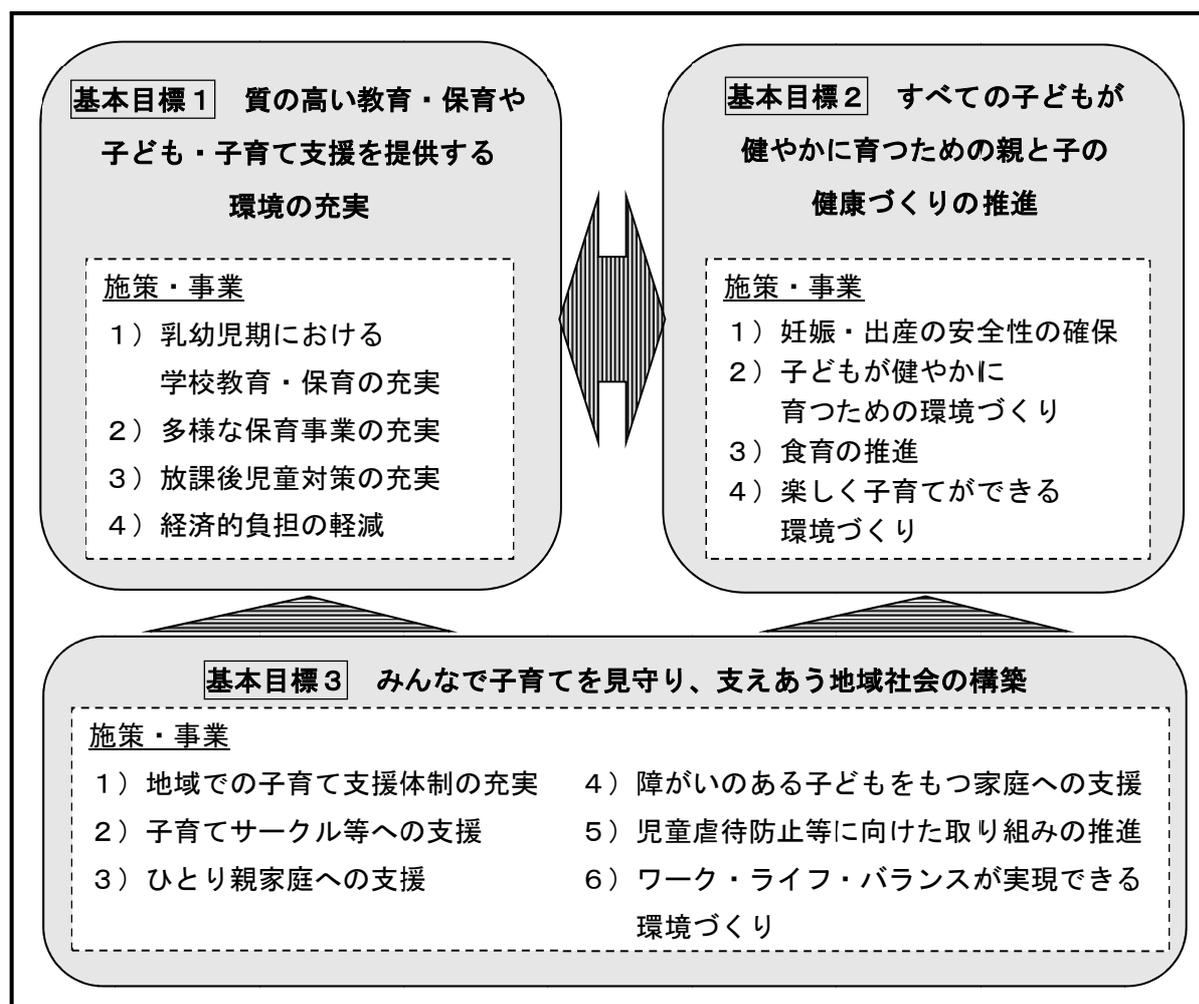
核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化するなかで、地域社会を構成する様々な主体が、子ども・子育て支援に関わる事が非常に重要となります。また、一人ひとりの子どもの健やかな成長に向けた環境づくりでは、「子ども・子育て支援」と「ワーク・ライフ・バランスの実現」が車の両輪と考えられています。

地域はもとより、企業、学校、行政、専門機関など社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることができるよう、地域での子育て支援体制の充実を図るとともに、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭へのきめ細かな支援、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりなどに取り組みます。

## 2. 施策の体系

基本理念「子育てロマンのまち かしはら」の実現に向け、基本的な視点を踏まえつつ、3つの基本目標に沿って計画を体系的に推進します。

### 基本理念「子育てロマンのまち かしはら」の実現



基本的な視点

### 3. 施策の展開

#### 基本目標 1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

##### 1) 乳幼児期における学校教育・保育の充実

子ども・子育て新制度のもと、地域のニーズを踏まえるとともに、幼稚園、保育所（園）等がそれぞれの特徴を生かし、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。

No	施策・事業	内容	担当課
1	教育・保育の推進	幼稚園と保育所（園）、認定こども園に通う子どもが区別なく教育・保育を受けることのできる環境のもと、「檀原市就学前保育・教育指針」に基づき、子どもたちが個性や能力を伸ばし、健やかに成長できるよう、教育・保育を推進します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課 学校教育課
2	認定こども園の整備に向けた支援	認定こども園への移行に必要な支援を行います。また、制度改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた認定こども園の普及を図ります。	こども未来課 学校教育課
3	地域型保育事業の推進	保育ニーズ等に対応するため、条例で規定した設備・運営基準に基づいて地域型保育事業（小規模保育）を推進します。また、教育・保育施設の実施者と地域型保育事業の実施者との相互連携を支援していきます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課
4	幼稚園・保育所（園）・認定こども園の職員等の研修の実施	子ども一人ひとりの成長・発達に応じた教育・保育内容の充実を図り、多様なニーズに対応できるよう、研修事業の充実やさまざまな自己啓発・交流機会への参加促進などを通じて、職員の質の向上を図ります。	こども未来課 学校教育課
5	幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校等との連携の推進	子どもの発達や学びがつながっていけるよう、幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う子どもと児童・生徒との交流活動を充実させ、就学前教育・保育における幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校に至る接続期のカリキュラムの連携、指導者の相互理解、家庭・地域との連携を進めます。	こども未来課 学校教育課

#### 「認定こども園」について

認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、

- (1) 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- (2) 地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。

なお、本市で開園している「檀原市こども園」は上記の認定こども園とは異なる本市独自の幼保一体化の取り組みです（詳細は以下の『檀原市こども園』について』を参照ください）。

この認定こども園制度は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、平成 18 年 10 月より開始された制度です。また、認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められています。

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすタイプ

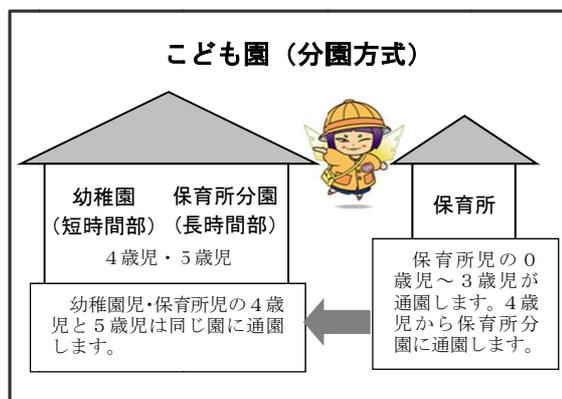
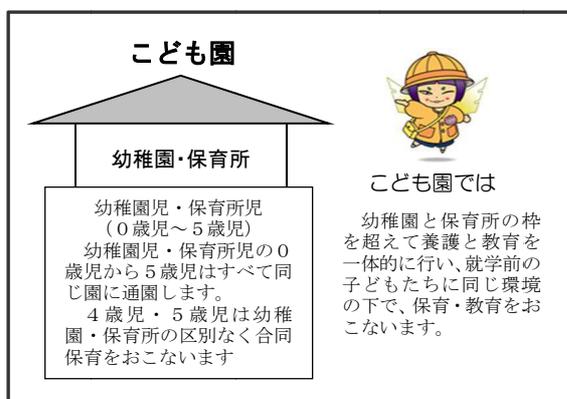
※本計画では、4つのタイプを包含して「認定こども園」と記載しています。

### 「榎原市こども園」について

「榎原市こども園」は、幼稚園児と保育所児が同じ園舎内で一緒に同じ保育・教育を受ける、本市独自の幼保一体化の取り組みです。これまで、幼稚園と保育所は、それぞれで別に保育と教育を行ってきました。しかし、社会環境が変化してきたことで、同じように保育・教育が受けられるようにというニーズが増えつつあります。

また、小学校教育へのスムーズな移行も重要です。幼稚園と保育所の違いにより小学校就学時に影響が出ないようにするためには、それぞれの「保育・教育に対する考え方」を持ち合わせる必要があります。そこで、本市では平成 23 年度に、幼稚園であっても保育所であっても、各年齢、同じカリキュラムで保育・教育を行い、平成 24 年度から「榎原市こども園」として正式に実施しています。

本市には、「第 1 こども園（鴨公幼稚園・藤原京保育所）」（分園方式）、「第 2 こども園（今井幼稚園・今井保育所）」（分園方式）、「第 3 こども園（金橋幼稚園・金橋保育所）」、「第 4 こども園（畝傍北幼稚園・大久保保育所）」（分園方式）、「第 5 こども園（新沢幼稚園・川西保育所）」の 5 つのこども園があります。

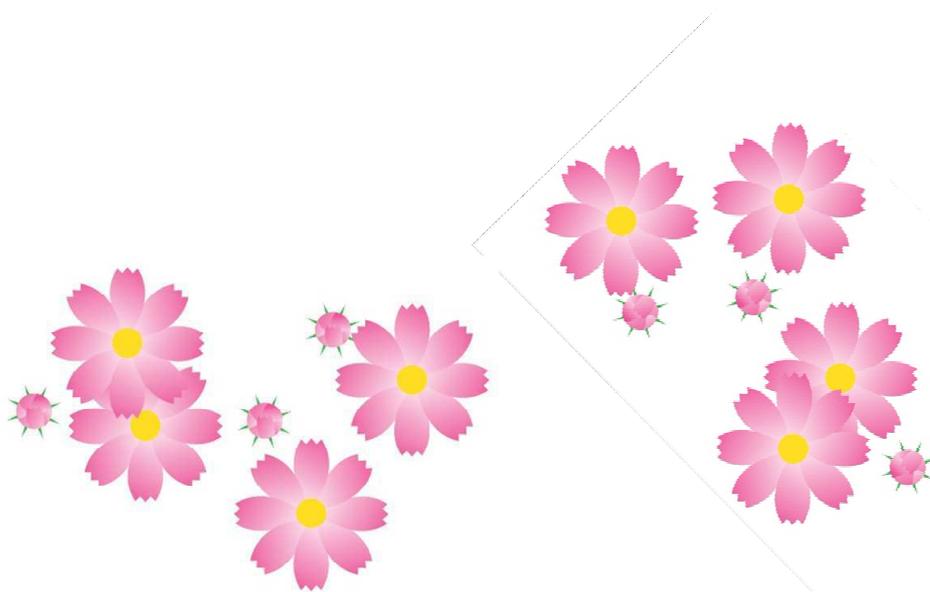


※「榎原市こども園」については、本計画では、「幼稚園」と「保育所」として表記しています。

## 2) 多様な保育事業の充実

子ども・子育て支援新制度のもと、子育て家庭の置かれた状況や地域の実情等を十分に踏まえながら、多様な保育ニーズに対応するための各種保育事業の充実を図ります。

No	施策・事業	内容	担当課
6	一時預かり事業の充実	就労形態にともなう一時預かり、傷病等による緊急時の一時預かり、保護者の心理的・肉体的負担の解消を図るための一時預かりを行うとともに、新規施設での実施の検討などを進め、多様化する保育ニーズに対応します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課 こども未来課 学校教育課
7	時間外保育事業（延長保育事業）の充実	11時間の開所時間を越えて保育時間を延長し、多様化する保育ニーズに対応します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課
8	病児・病後児保育事業の充実	保護者の就労などにより、乳幼児が病気にかかって保育所（園）に預けることが出来ない場合、病気の急性期から回復期に至るまでの間、病院に併設された病児保育室で預かります。 また、多くの方が利用できるように、今後も広報に努め、本事業の周知を徹底します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課
9	子育て短期支援事業の充実	保護者の病気や仕事のため、子どもの養育が困難になった場合、児童福祉施設で養育を支援するショートステイやトワイライトステイを実施します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課



### 3) 放課後児童対策の充実

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供し、豊かな人間性を身につけられるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図るとともに、運営形態の改善や施設の整備・充実に努めます。

No	施策・事業	内容	担当課
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	保護者の就労等により、放課後に家庭で子どもだけになってしまう小学校に通う児童を対象に、遊びと生活の場を用意して健全な育成を図るため、放課後児童クラブの周知を進め、利用の促進に努めます。また、運営形態については、市の支援のもとに、保護者の負担軽減を図り、事業内容の質の向上を図ります。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
11	放課後児童健全育成施設の整備・充実	老朽化や児童数の増加などにより、改善が求められている放課後児童健全育成施設について、改修・改築、移転を含む整備を計画的に進めるとともに、小学校の余裕教室の活用等について、引き続き教育委員会と協議を進めます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
12	地域住民による子育て支援（地域子ども教室の推進）	地域の大人が中心となって子どもたちに「安全・安心」な居場所を設け、色々な「体験」や地域の大人・異年齢の友達との「交流」を通じて感じる様々な“気づき”の中から「生きる力」を身につけ、健やかに成長するきっかけとなることを願い、地域子ども教室を実施しており、今後もさらに推進していきます。	社会教育課

### 4) 経済的負担の軽減

子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費等の助成、保育料の負担軽減などを進めるとともに、児童手当の給付やその周知を図ります。

No	施策・事業	内容	担当課
13	出産・育児にかかる経済的負担の軽減	子ども医療費等の助成や出産育児一時金の支給（各医療保険者から）など保護者の経済的負担を軽減します。	保険医療課
14	児童手当の給付	家庭等の生活の安定と児童の健全育成等を図るため、子ども・子育て支援新制度における「子ども・子育て支援給付」として児童手当を保護者に支給します。また、申請や現況届の提出など、児童手当に必要な手続き等の周知にも努めます。	子育て支援課

## 基本目標 2 すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

### 1) 妊娠・出産の安全性の確保

妊娠期を安心して過ごし、快適な出産を迎えるために、妊娠・出産における健康を支援するとともに、安心して妊娠・出産ができる環境の整備を進めます。また、次代の親づくりの基盤となる思春期保健の充実を図ります。

No	施策・事業	内容	担当課
15	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付をきっかけとして妊婦に関わり、妊娠や出産に対する不安の軽減と母親としての自覚を高めていきます。	健康増進課
16	妊婦健康診査	妊娠の状態を的確に把握し、健康管理と異常の早期発見により、安全な妊娠・出産ができるように、妊娠中の定期的な健康診査の受診を促します。(委託産婦人科及び助産所で実施) ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	健康増進課
17	マザーズクラス	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及及び妊婦同士の仲間づくりを支援します。	健康増進課
18	両親学級	父親の育児参加の機会とし、父親としての自覚を高め、夫婦で産み育てることができる意識、動機づけを行っていきます。	健康増進課
19	妊産婦相談の充実	すこやか子ども相談における妊産婦の個別相談や電話相談を実施します。また、県の実施している「妊娠何でも110番」の周知に努めます。	健康増進課
20	妊産婦訪問指導	病気や家庭環境などが妊産婦の妊娠・出産などに支障を及ぼす恐れがあるケース等について、助産師や保健師が訪問し、異常の早期発見と不安の軽減に努めます。(必要に応じて随時実施)	健康増進課
21	不妊に関する相談、治療機関の情報提供	国、県、関係機関などとの連携を図りながら、不妊に関する情報提供を行います。	健康増進課
22	マタニティマークの普及啓発	妊娠届出時にマタニティマークの普及啓発を行います。	健康増進課
23	学校教育における思春期保健の推進	思春期は将来の家庭生活の準備段階にあたることから、学校・家庭・地域との連携を図り、次代の親となる子どもや保護者を対象とした思春期保健の取り組みの充実を図ります。	学校教育課

## 2) 子どもが健やかに育つための環境づくり

乳幼児期の健やかな成長と子育てのために、健康診査等の各種保健事業の充実など、妊産婦期から乳幼児期への切れ目のない保健対策を進めます。また、子どもの事故防止に向けた啓発や、身近な医療機関及び救急医療に関する周知・啓発や情報提供を進めます。

No	施策・事業	内容	担当課
24	3か月児健康診査 10か月児健康診査	身長・体重・頭囲・胸囲の測定、医師の診察・相談などを行うことにより、乳児の心身の発達の確認、疾病の早期発見を行うとともに、親子関係や育児環境について把握し必要に応じた適切な指導を行うことで、健康の保持・増進を図ります。	健康増進課
25	1歳6か月児健康診査	3か月児・10か月児健康診査の内容に加え、歯科医師の診察、保健師による相談、必要に応じて歯科衛生士による歯科相談、栄養士による栄養相談、心理相談員による心理相談を実施します。	健康増進課
26	3歳6か月児健康診査	1歳6か月児健康診査の内容に加え、視聴覚のアンケートや、希望者にはフッ化物塗布を行います。	健康増進課
27	予防接種	定期予防接種を委託医療機関で実施します。	健康増進課
28	新生児訪問指導	新生児の家庭を助産師、または保健師が訪問し育児や健康相談を行います。(必要に応じて随時実施)	健康増進課
29	乳幼児訪問指導	乳幼児の家庭を保健師が訪問し育児や健康相談を行います。(必要に応じて随時実施)	健康増進課
30	歯の健康教室	歯科医師による歯科健診と相談、歯科衛生士によるブラッシング指導、希望者にフッ化物塗布等を行い、虫歯予防の意識を高めるとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康増進課
31	事故防止に関する啓発	SIDS(乳幼児突然死症候群)や乳幼児期に多い事故防止対策について、あらゆる機会を利用して意識啓発を図ります。	健康増進課
32	かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理、疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」を持つことを、母子保健事業実施時など色々な機会を通じて推進します。	健康増進課
33	医療情報の提供と意識啓発	本市の医療機関に関する情報提供を行うとともに、一次救急、二次救急、三次救急体制の理解を深め、適切な医療が受けられるように周知を図ります。	健康増進課
34	休日夜間応急診療所の体制	開設時間帯において小児科医を配置し一次救急に対応するとともに、休日夜間応急診療所の周知を図ることで救急医療体制の適正化を図ります。	健康増進課

### 3) 食育の推進

子どもの時から正しい食習慣を身につけるため、妊婦及び乳幼児期の子どもをもつ保護者に対して、正しい食生活に関する教育や意識啓発を進めるとともに、保育や学校教育を通じた食育を推進します。

No	施策・事業	内容	担当課
35	離乳食教室の充実	離乳食開始前である4ヶ月児をもつ保護者を対象に、乳幼児期の栄養と離乳食のすすめ方や調理方法についての教室を開催します。	健康増進課
36	マザーズクラスにおける食に関する知識の普及	妊娠中の食事の大切さについて、講話や試食などを通じて学ぶ機会を設けます。	健康増進課
37	保育所(園)における食育の推進	菜園活動を通じた収穫やお手伝い、クッキング保育、お年寄り・異年齢児との交流など食を通じたさまざまな体験活動を推進し、子どもの豊かな心をはぐくむとともに、食に関する保護者への情報提供や相談に努め、家庭での食育を促進します。	こども未来課
38	学校教育における食育の推進	子どもたちが正しい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を営めるよう、給食などを通じて食に関する指導を推進します。 幼稚園では、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、望ましい食習慣を身につけるとともに、家庭と連携し食育の充実に努めます。	給食保健課 学校教育課



#### 4) 楽しく子育てができる環境づくり

子育ての孤立化などの防止をめざし、仲間づくりの支援をはじめ、困ったときに気軽に相談できる体制の整備・充実を図ります。また、親と子が楽しくふれあうことの大切さを啓発し、親子の愛着形成を促進します。

No	施策・事業	内容	担当課
39	すこやか子ども相談	子どもの運動、言葉の発達、食事、子育てのなかで生じる悩みや母乳等の相談について個別に保健師、栄養士、心理相談員、助産師が応じます。	健康増進課
40	6～7か月児健康相談	6～7か月児をもつ保護者を対象に、子どもの発育や発達、事故予防、予防接種についてのお話や身体計測、育児相談を行い、親の育児力を高めるとともに、親同士の交流の場を設け、仲間づくりを促進します。	健康増進課
41	電話相談の充実	子育てに関する疑問や悩みなどについて、電話による相談を行います。	健康増進課
42	母子保健推進協議会	保健、医療、福祉、教育等関係機関の連絡強化を図り、母子保健事業及び子どもの心の健康づくりの普及、啓発を行います。	健康増進課
43	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	健康増進課



## 基本目標3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会の構築

### 1) 地域での子育て支援体制の充実

地域で子どもたちが健やかに成長していけるよう、地域の住民や関係団体・機関との連携を図ります。また、保護者などが子育てに関する不安・悩みなどを気軽に相談でき、保護者同士で子育てに関する情報交換や交流ができる機会・場づくりを進めます。さらに、多様な媒体を活用して、子育てに関する情報を積極的に提供・発信します。

No	施策・事業	内容	担当課
44	子育て支援ネットワークの構築・強化	子育てに関する情報を共有するとともに、問題を解決するため、子育てサークルや庁内関係各課、関係機関によるネットワークの構築・強化を図ります。	子育て支援課
45	子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業（センター型））の充実	地域における子育て支援の基盤を充実するため、子育てに関する相談・指導、情報提供、保護者や子どもの交流の場・機会を提供する機能の強化を進めます。また、多くの保護者に活用してもらえよう、子育て支援センターの周知を図ります。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
46	こども広場（地域子育て支援拠点事業（ひろば型））の充実	子育て中の保護者が気軽に集い、交流を図る場として、親と子のふれあい広場を活用し、子育て不安の解消を図ります。また、多くの保護者に活用してもらえよう、こども広場の周知を図るとともに、保護者のニーズを踏まえて子育てが元気に楽しくできるような支援を進めます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
47	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育てを支援して欲しい人（依頼会員）と応援したい人（援助会員）をコーディネートして、地域における育児の相互援助活動を推進します。また、このようなファミリー・サポート・センター事業の内容の周知を図り、定期的な講習会を開催することで、援助会員の確保に努めます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
48	地域における自主的なふれあい・交流活動の推進	祖父母をこども園に招待し、伝承遊びを覚えてもらうなどの世代間を越えての交流や、自治会および地域で行われる行事等に参加し、地域の人々との交流を推進します。	こども未来課
49	家庭訪問による育児支援の推進	育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭に対し、訪問による育児・家事などの援助や専門的な相談・指導などの実施を図り、家庭での安定した養育を支えます。また、適切な相談支援ができるよう、職員の専門性の向上に努めます。	子育て支援課

No	施策・事業	内容	担当課
50	利用者支援事業の推進	子育て支援に関する情報提供や利用支援、子育てに関するさまざまな相談への対応、適切な窓口・機関等の利用者をつなぐ機能などを有する総合的な窓口を設置し、保護者が円滑に子育て支援を利用できるよう支援します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課 こども未来課
51	幼稚園における子育て支援機能の充実	子育てに関する情報発信を幅広く提供し、保護者の保育参加や未就園児の親子登園の機会を充実し、子育てを支援します。	学校教育課
52	園庭開放による子育て支援の充実	幼稚園・保育所（園）において園庭の開放による子育て支援を推進します。	こども未来課 学校教育課
53	子育て情報の提供	子育て支援サービスや各種の情報を集約した情報誌の作成や、ホームページ、母子保健事業等など、あらゆる媒体・機会を通じ、情報の受け手の視点に立った、効果的かつ効率的な子育て支援に関する情報提供・情報発信を進めます。	子育て支援課 健康増進課 社会教育課
54	育児相談の充実	就学前の子どもを対象とした、発達の相談や子育ての悩み、子どもとの関わり方など、子育てに関する全般の相談に取り組みます。	子育て支援課 こども未来課 健康増進課
55	家庭児童相談の充実	満18歳未満の子どもを対象とした、成長、発達、行動、しつけなど、養育上のさまざまな問題、心配ごとについての相談に取り組みます。	子育て支援課
56	民生児童委員・主任児童委員による子育て相談支援の充実	子育て支援を社会全体の課題として捉えて支援するため、民生児童委員、主任児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。	福祉総務課 子育て支援課
57	家庭・地域と学校との連携	児童・生徒が抱える問題に対し、家庭環境など総合的な視点から対処できるよう、小・中学校と高田こども家庭相談センター、民生児童委員、主任児童委員等との連携強化を図ります。	子育て支援課 学校教育課



## 2) 子育てサークル等への支援

子育てサークルの主体的な活動への支援や、子育てボランティアの育成や活動支援を進め、地域の育児力の向上を図ります。

No	施策・事業	内容	担当課
58	育児サークルへの支援	育児サークルなど自主的なグループの活動を支援し、育児不安の軽減を図り、地域の育児力を高めます。	子育て支援課 健康増進課
59	子育てボランティアの育成	子育てボランティアの育成やその活動を支援するボランティアセンター（社会福祉協議会）に対し助成します。	福祉総務課

## 3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立と子どもの健全な育成を図るため、手当等の各種支援制度の周知を図るとともに、相談・支援活動を進めます。

No	施策・事業	内容	担当課
60	ひとり親家庭への手当・医療費の助成	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。また、手当や助成を有効に活用してもらうためにも、制度の周知に努めます。	子育て支援課 保険医療課
61	相談・支援活動の推進	ひとり親家庭を対象に、生活一般及び自立生活に必要な相談・指導の充実を図ります。また、関連する制度の周知に努めるとともに、関係機関との連携による就業に役立つ情報提供・発信を進めます。	子育て支援課



#### 4) 障がいのある子どもをもつ家庭への支援

障がいのある子どもの健全な育成を図り、障がいのある子どもとその保護者・家族が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、総合的な取り組みを進めます。

No	施策・事業	内容	担当課
62	障がいのある子ども いる家庭への各種手当・ 医療費の助成	障がいのある子どもまたは保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担を軽減します。また、各種手当や助成を有効に活用してもらうためにも、制度の周知に努めます。	障がい福祉課 子育て支援課 保険医療課
63	在宅福祉の充実	檀原市障がい福祉計画や檀原市障がい者福祉基本計画に沿って、日中一時支援事業や移動支援事業等の障がい福祉サービスの利用を促進し、家庭での介護者の負担軽減を図ります。また、障がいのある子どもが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域の自助・共助力の向上に向けた取り組みを進めます。	障がい福祉課
64	子ども総合支援センター の充実	子ども総合支援センターにおいて、相談及び幼児期の早期療育の充実を図ります。また、障がいのある子どもの在籍する幼稚園、保育所（園）、小学校の職員に対する相談、研修の充実など関係者への支援体制の拡充を進めます。	教育支援課 子ども療育課
65	障がい児保育の充実	障がい児受入促進のための人件費助成補助事業や子ども総合支援センターとの連携などを通じて、全保育所（園）での障がい児の受け入れをめざし、子ども一人ひとりを大切にする保育の視点に立って支援を必要とする子どもに細やかな保育を進めます。	こども未来課
66	障がいのある子どもと ない子どもの交流推進	放課後児童健全育成事業の中で、就労等で昼間家庭に保護者がいない障がいのある子どもについて、障がいのない子どもとの交流を促進します。また、既存の放課後児童健全育成施設のバリアフリー化の進め方についても検討を進めます。	子育て支援課
67	特別支援教育の充実	障がいのある子どもがその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、就学相談支援体制の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーターの養成とともに、職員が特別支援教育に関する視点と対応力の向上に努め、子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立ができるよう特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課 教育支援課 子ども療育課

## 5) 児童虐待防止等に向けた取り組みの推進

児童虐待防止に向けた関係機関等によるネットワークの強化を図るとともに、児童虐待に関する意識啓発や相談・支援事業などによる児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応・早期支援などに取り組み、地域全体で児童虐待から子どもを守る体制を構築します。

No	施策・事業	内容	担当課
68	児童虐待防止に向けたネットワーク活動の推進	「橿原市要保護児童対策地域協議会」を効率的に機能させ、関係機関等の連携強化を進め、児童虐待の防止、早期発見・早期対応・早期支援に取り組みます。また、児童虐待に対する意識啓発を進めます。	子育て支援課
69	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭など保護者の養育支援が特に必要と認められる家庭を対象に、専門職員が訪問し、相談・指導・助言などの支援を行います。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
70	家庭児童相談体制の充実	相談員が家庭における児童の養育、その他児童の問題に関する相談、母子家庭の母親や児童の身上相談、女性の生活や環境上の問題に関する相談に応じます。また、児童虐待やドメスティックバイオレンスなどに的確に対応できるよう、相談員の専門性の向上に努め、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課



## 6) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくり

就労環境の整備や育児休業制度等に関する周知・啓発や情報提供を進めるとともに、多様な働き方への支援、男女共同による子育ての促進などを通して、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりに取り組みます。

No	施策・事業	内容	担当課
71	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	男女が仕事とともに家庭・地域に対して責任を持つことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発を行います。	人権政策課 産業振興課
72	仕事と育児の両立に関する法律・制度の周知と職場環境づくりの支援	育児休業制度の定着やフレックスタイム制等、柔軟な働き方の普及についての啓発や情報提供を推進します。	人権政策課 産業振興課
73	事業所に対する次世代育成支援対策推進法の周知	仕事と子育ての両立を支援する体制づくりのため、労働者・事業主、地域住民等の意識改革を推進するための情報提供を商工会議所や関係機関の協力を得ながら、種々の情報媒体を活用し広報・啓発を行います。	産業振興課
73	女性の再就職・転職支援	出産や育児により退職を余儀なくされた女性や、子育てをしながら就職を希望する女性の再就職を支援するための情報提供を図りながら、講座等を行います。	人権政策課
74	男女共同参画による子育ての促進	両親学級や幼稚園・保育所（園）等の情報提供機能を活用し、父親の子育て参加に対する啓発の促進を図ります。	人権政策課 子育て支援課 こども未来課 健康増進課 学校教育課



## 4. 母子保健に関する施策・事業の評価指標と目標

幼児期の学校教育・保育を提供し、地域子ども・子育て支援事業を展開するにあたって連携の確保が必要となる母子保健については、基本目標2「すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくり」に関連する施策・事業を中心に、妊娠・出産の安全性の確保から、子どもが健やかに育つための環境づくり及び楽しく子育てができる環境づくりを進めていきます。

以下に、施策・事業の方向性ととも、実施状況や効果などを点検・評価するための評価指標および平成31年度（計画の最終年度）の目標を整理します。

### 1) 妊娠・出産の安全性の確保の方向性と評価指標・目標

安心して子どもを産み育てていくことができるよう、母子健康手帳交付をきっかけに妊娠・出産に対する不安の軽減や母親としての自覚を高めるよう努めます。

また、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあることから、早期に母子健康手帳の交付を受け、同時に配布する補助券を使用して定期的に妊婦健康診査や指導を受けることを啓発し、児や母の異常の早期発見・支援につなぎます。

【妊娠・出産の安全性の確保に関する評価指標と目標】

評価指標	現状(平成25年度)	目標(平成31年度)
妊婦健康診査の未受診者数	0人	0人
妊娠中に喫煙する人の割合	5.1%	1.7%以下
早期(満11週以下)の妊娠届出率	95.9%	100.0%
低出生体重児出生率	9.1%(平成24年)	減少
母子手帳交付時の専門職面接率	100.0%	100.0%

### 2) 子どもが健やかに育つための環境づくりの方向性と評価指標・目標

各種健康診査の受診率の向上を図るとともに、こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）が事情により実施できない場合や、1歳6か月児健康診査の未受診者に対して、訪問や面接、関係機関との連携等により状況を確認し、情報提供やサービスの紹介に努めます。

また、子どもの事故防止や歯の健康に対する意識の啓発ならびに、かかりつけ医づくりの推進とあわせ、救急医療や予防接種の体制整備に取り組み、子どもの健やかな成長を支援します。

【子どもが健やかに育つための環境づくりに関する評価指標と目標】

評価指標	現状(平成25年度)	目標(平成31年度)
こんにちは赤ちゃん訪問事業の未訪問者のうち、状況確認ができた人の割合(状況確認率)	100.0%	100.0%
3か月児健康診査の受診率	97.2%	100.0%
幼児健康診査(1歳6か月児健康診査)の未受診者のうち、状況確認ができた人の割合(状況確認率)	100.0%	100.0%

※次頁に続きます

評価指標		現状(平成 25 年度)	目標(平成 31 年度)
3歳6か月児健康診査で虫歯のない人の割合		80.1%	86.7%
かかりつけ医をもつ割合	小児科医	就学前児童保護者 94.0%	100.0%
	歯科医	3歳6か月児健診受診児 57.8%	65.0%
休日夜間応急診療所を知っている人の割合		就学前児童保護者 97.5%	100.0%
事故防止対策を実施している家庭の割合		就学前児童保護者 60.3%	100.0%
BCG接種率		89.9%	95.0%以上
MR(麻しん風しん混合)ワクチン接種率		94.5%	95.0%以上

### 3) 楽しく子育てができる環境づくりの方向性と評価指標・目標

子どもを取り巻く環境は核家族化や地域の人間関係の希薄化により、家庭や地域社会の子育て機能が低下しており、一方では、子どもと触れ合った経験のない人が増え、育児不安を抱える親が増えてきています。

育児の社会的孤立化を防ぎ、困った時に気軽に相談できる体制を整備するとともに、親と子が楽しく触れ合うことの大切さを啓発し、親と子の愛着形成を促します。

#### 【楽しく子育てができる環境づくりに関する評価指標と目標】

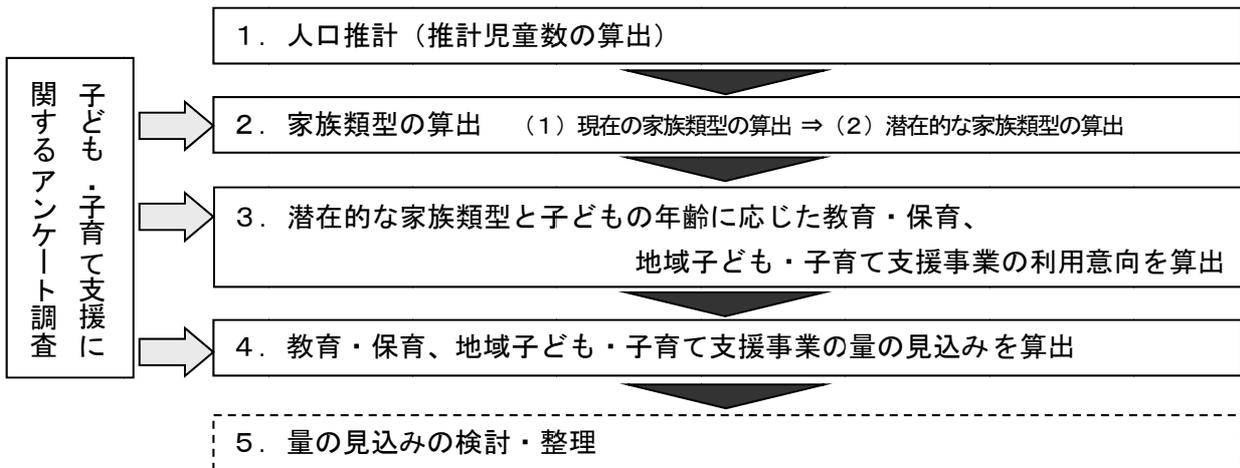
評価指標	現状(平成 25 年度)	目標(平成 31 年度)
子育てが楽しい人の割合	就学前児童保護者 77.2%	増加
子育てに困難を感じる人の割合	就学前児童保護者 39.5%	減少
子育てに自信がもてない人の割合	就学前児童保護者 43.7%	減少
育児に参加する父親の割合	就学前児童保護者 ・よくやっている: 36.8% ・時々やっている: 45.3% ・合計:82.1%	増加
母子の健康づくりに係わるボランティアの人数(母子保健推進員)	130人(24人)	増加

# 第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制

## 1. 量の見込みの算出等について

### 1) 量の見込みの算出方法

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、国が提示するワークシート・算出方法に沿って、アンケート調査結果を踏まえ、以下のステップで算出を進めました。



### ■全国共通で量の見込みを算出する項目

		対象事業	認定区分	対象児童	
教育・保育	1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	1号	3～5歳児	
	2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きだが幼稚園を利用する家庭＞	2号（教育）	3～5歳児	
		保育認定②（認定こども園及び保育所）	2号（保育）	3～5歳児	
	3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	3号	0歳児、1・2歳児	
地域子ども・子育て支援事業	4	利用者支援事業	0～5歳児、1～6年生		
	5	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳児		
	6	放課後児童健全育成事業	1～6年生		
	7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	0～5歳児		
	8	地域子育て支援拠点事業		0～2歳児	
		9	一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした一時預かり	3～5歳児
	その他			0～5歳児	
	10	病児保育事業	0～5歳児		
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		1～6年生		

## ■認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっております、その際の認定の区分は下記の通りとなります。

認定区分	内 容
1号	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号（教育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）
2号（保育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

## 2) 推計児童数について

### ■推計方法

国が提示するワークシートを活用し、住民基本台帳の人口を用いて、コーホート変化率法により算出しました。なお、人口推計については、平成22年から平成25年まで（各年4月1日人口）の各年間の変化率の平均値を用いました。

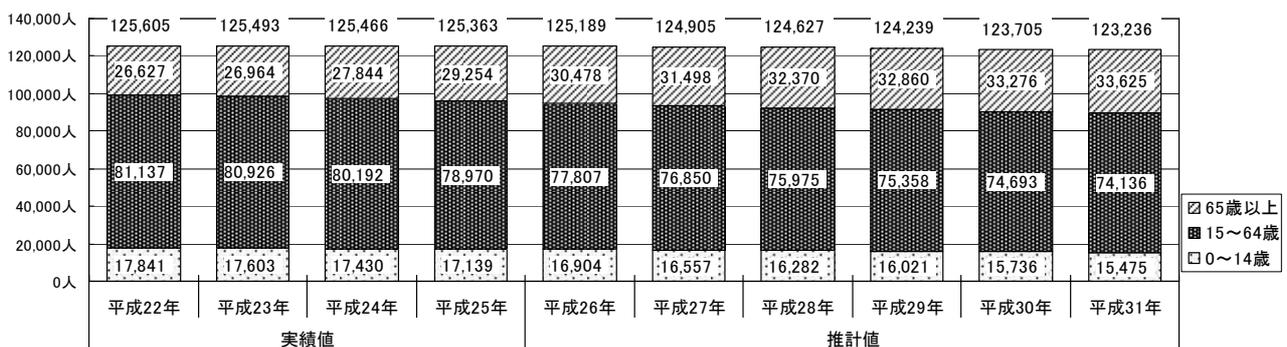
#### ※コーホート変化率法とは

同年（または同期間）に出生した集団のコーホートをいい、コーホート毎の数年間の人口の増減を人口の変化率として、その変化率が将来も大きく変わらないものとして人口を推計する方法。

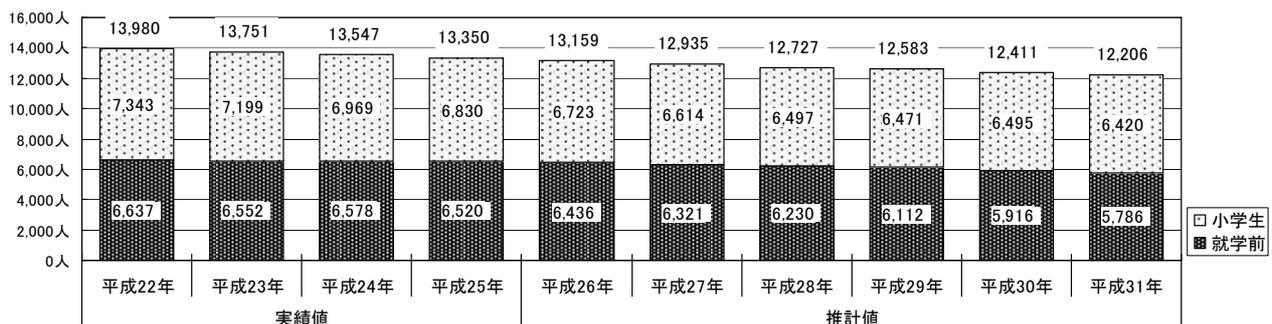
この方法は、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。

### ■推計結果

【総人口及び人口3区分別の推移】



【推計児童数の推移】



		実績				推計					
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
就学前児童 (大)	0歳	1,039	1,056	1,116	1,040	1,017	991	966	944	927	911
	1歳	1,147	1,052	1,073	1,143	1,058	1,034	1,008	983	961	944
	2歳	1,128	1,119	1,058	1,073	1,135	1,051	1,027	1,001	976	954
	3歳	1,122	1,118	1,114	1,065	1,071	1,133	1,049	1,025	999	974
	4歳	1,101	1,115	1,099	1,104	1,054	1,060	1,122	1,039	1,015	989
	5歳	1,100	1,092	1,118	1,095	1,101	1,052	1,058	1,120	1,038	1,014
	合計	6,637	6,552	6,578	6,520	6,436	6,321	6,230	6,112	5,916	5,786
就学児童 (大)	6歳(小1)	1,153	1,096	1,097	1,111	1,093	1,099	1,050	1,056	1,118	1,036
	7歳(小2)	1,197	1,154	1,083	1,088	1,104	1,086	1,092	1,044	1,050	1,111
	8歳(小3)	1,209	1,197	1,160	1,076	1,088	1,104	1,086	1,092	1,044	1,050
	9歳(小4)	1,222	1,204	1,202	1,161	1,077	1,089	1,105	1,087	1,093	1,045
	10歳(小5)	1,320	1,224	1,196	1,199	1,158	1,074	1,086	1,102	1,084	1,090
	11歳(小6)	1,242	1,324	1,231	1,195	1,203	1,162	1,078	1,090	1,106	1,088
	合計	7,343	7,199	6,969	6,830	6,723	6,614	6,497	6,471	6,495	6,420

※各年度4月1日

### 3) 家族類型について

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（父母の有無、父母の就労状況、子どもの年齢など）から、以下の家族類型を算出します。そして、現在の家族類型から、母の就労意向を踏まえて、近い将来の潜在的な家族類型を算出します。

家族類型	父母の有無や就労状況
タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(就労時間:月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(就労時間: 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(就労時間: 双方が月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(就労時間: いずれかが 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯)
タイプF	無業×無業

【就学前児童の現在の家族類型と潜在的な家族類型の比率】

家族類型		現在の 家族類型の比率	潜在的な 家族類型の比率
タイプA	ひとり親	7.3%	7.3%
タイプB	フルタイム×フルタイム	25.0%	27.9%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上 + 64 時間以上 120 時間未満の一部)	12.9%	15.6%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(月 64 時間未満 + 64 時間以上 120 時間未満の一部)	8.1%	13.3%
タイプD	専業主婦(夫)	46.5%	35.7%
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上 + 64 時間以上 120 時間未満の一部)	0.0%	0.0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが 64 時間未満 + 64 時間以上 120 時間未満の一部)	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.3%	0.3%

※小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

【就学児童の現在の家族類型と潜在的な家族類型の比率】

家族類型		現在の 家族類型の比率	潜在的な 家族類型の比率
タイプA	ひとり親	12.1%	12.1%
タイプB	フルタイム×フルタイム	17.7%	19.7%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上 + 64 時間以上 120 時間未満の一部)	34.0%	38.5%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(月 64 時間未満 + 64 時間以上 120 時間未満の一部)		
タイプD	専業主婦(夫)	35.1%	28.9%
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上 + 64 時間以上 120 時間未満の一部)	0.8%	0.6%
タイプE'	パート×パート(いずれかが 64 時間未満 + 64 時間以上 120 時間未満の一部)		
タイプF	無業×無業	0.3%	0.3%

※就学児童はアンケート調査の設問の関係上、CとC'、EとE'の分類ができないため、統合して表示しています。  
 ※小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

## 2. 教育・保育の提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。また、設定した区域ごとに教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、それに対する「提供体制の確保内容」と「実施時期」を示さなければならないとされています。

本市においては、以下のように教育・保育提供区域を設定します。

事業		提供区域	
教育・保育	幼稚園	市立：小学校区 私立：全市	
	保育所（園）	全市	
	認定こども園	市立（1号・2号（教育））：小学校区 市立（2号（保育）・3号）：全市 私立：全市	
	地域型保育事業	全市	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	全市	
	時間外保育事業（延長保育事業）	全市	
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区等	
	子育て短期支援事業	全市	
	地域子育て支援拠点事業	全市	
	一時預かり事業	幼稚園	市立：小学校区 私立：全市
		保育所（園）	全市
		認定こども園	市立（1号・2号（教育））：小学校区 市立（2号（保育）・3号）：全市 私立：全市
		こども広場	全市
	病児保育事業	全市	
子育て援助活動支援事業	全市		

※平成26年12月現在、榎原市に認定こども園はありません。実施する場合は上記となります。

### 3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制

#### 1) 幼稚園

##### ■基本情報

提供区域	市立：小学校区 私立：全市
対象	1号認定、2号（教育）認定

##### ■量の見込みと確保方策

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	1号	2号 (教育)								
①量の見込み (人)	1,266	104	1,292	103	1,278	102	1,219	97	1,189	95
	1,370		1,395		1,380		1,316		1,284	
②確保方策： 幼稚園（人）	1,370		1,395		1,380		1,316		1,284	
②－①	0		0		0		0		0	

##### ■提供体制の確保方策の内容

市立幼稚園と私立幼稚園等において、平成 27 年度以降の量の見込みに対応していきます。



## 2) 保育所（園）および地域型保育事業

### ■基本情報

提供区域	全市
対象	2号（保育）認定、3号認定

### ■量の見込みと確保方策

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		2号 (保育)	3号								
① 量の見込み(人)	市内在住者のニーズ	1,423	1,171	1,416	1,142	1,396	1,114	1,338	1,089	1,305	1,067
	市外へのニーズ※1	▲134	▲86	▲115	▲83	▲101	▲80	▲96	▲78	▲94	▲77
	市外からのニーズ※2	71	47	71	47	71	47	71	47	71	47
	合計	1,360	1,132	1,372	1,106	1,366	1,081	1,313	1,058	1,282	1,037
② 確保方策 人	保育所（園）	1,486	908	1,498	915	1,498	915	1,511	1,060	1,511	1,060
	市立保育所 (追加受入限度)	—	110	—	100	—	90	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	18	—	18	—	18	—	18
	認可外保育施設	50	64	50	64	50	64	50	64	50	64
	合計	1,536	1,082	1,548	1,097	1,548	1,087	1,561	1,142	1,561	1,142
②-①		176	▲50	176	▲9	182	6	248	84	279	105

※1：市内在住者の市外の保育所（園）を利用する人の量の見込み（市内在住者のニーズ）に、アンケート調査結果より保育所（園）の利用を希望した人のうち市外保育所の利用を希望した人の割合（7.2%）を乗じて算出。なお、平成27年度および平成28年度については継続児を加味して算出。

※2：市外在住者で市内の保育所（園）を利用する人の量の見込み（平成25年度の実績）。

### ■提供体制の確保方策の内容

量の見込みに対応するために、市立保育所において受け入れ児童数の調整を図るとともに、私立保育園との連携により、提供体制の確保に努めます。また、地域型保育事業（小規模保育）での保育を推進し、認可としての施設基準に基づいた認可外保育施設でも受け皿を確保し、平成27年度以降の量の見込みに対応していくとともに、平成29年度での待機児童の解消をめざします。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### 1) 利用者支援事業

#### ■基本情報

事業概要 (国の規定)	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
該当事業	利用者支援事業（施策・事業No.50）
提供区域	全市

#### ■量の見込みと確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策： 利用者支援事業（か所）	1	1	1	1	1

#### ■提供体制の確保方策の内容

平成27年度から、教育・保育施設及び子育て支援事業等の利用に関する情報集約・提供や利用支援、子育てに関するさまざまな相談への対応、適切な窓口・機関等の利用者をつなぐ機能などを有する総合的な窓口を1か所設置していきます。

### 2) 時間外保育事業（延長保育事業）

#### ■基本情報

事業概要 (国の規定)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。
該当事業	時間外保育事業（延長保育事業）（施策・事業No.7）
提供区域	全市

#### ■量の見込みと確保方策（0～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	440	434	426	412	402
②確保方策：特定教育・保育施設（保育所（園）等）（人）	440	434	426	412	402
②－①	0	0	0	0	0

#### ■提供体制の確保方策の内容

時間外保育事業は、保育所（園）等の入所者を対象とした追加サービスであり、保育所（園）等の実利用定員分の提供が可能であることから、平成27年度以降の量の見込みに対して対応していきます。

### 3) 放課後児童健全育成事業

#### ■基本情報

事業概要 (国の規定)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る事業。
該当事業	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（施策・事業No.10）
提供区域	小学校区等

#### ■量の見込みと確保方策（小学1～6年生）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み（人）	1,037	1,016	1,008	1,025	1,006
	②提供量（人）	1,173	1,233	1,233	1,233	1,233
	②－①	136	217	225	208	227
畝傍南 小学校区	①量の見込み（人）	21	20	20	21	20
	②提供量（人）	30	30	30	30	30
	②－①	9	10	10	9	10
畝傍北 小学校区	①量の見込み（人）	84	83	82	83	82
	②提供量（人）	98	98	98	98	98
	②－①	14	15	16	15	16
畝傍東 小学校区	①量の見込み（人）	181	177	175	178	176
	②提供量（人）	199	199	199	199	199
	②－①	18	22	24	21	23
鴨公 小学校区	①量の見込み（人）	47	46	45	46	45
	②提供量（人）	61	61	61	61	61
	②－①	14	15	16	15	16
晩成 小学校区	①量の見込み（人）	51	50	49	50	49
	②提供量（人）	65	65	65	65	65
	②－①	14	15	16	15	16
耳成 小学校区	①量の見込み（人）	87	85	85	86	84
	②提供量（人）	92	92	92	92	92
	②－①	5	7	7	6	8
香久山 小学校区	①量の見込み（人）	48	47	47	47	47
	②提供量（人）	56	56	56	56	56
	②－①	8	9	9	9	9
耳成南 小学校区	①量の見込み（人）	97	95	95	96	94
	②提供量（人）	91	121	121	121	121
	②－①	▲6	26	26	25	27

次ページに続きます

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今井 小学校区	①量の見込み（人）	36	36	35	36	35
	②提供量（人）	30	40	40	40	40
	②－①	▲6	4	5	4	5
真菅 小学校区	①量の見込み（人）	62	61	61	62	60
	②提供量（人）	80	80	80	80	80
	②－①	18	19	19	18	20
金橋 小学校区	①量の見込み（人）	73	71	71	72	71
	②提供量（人）	59	79	79	79	79
	②－①	▲14	8	8	7	8
新沢 小学校区	①量の見込み（人）	31	31	30	31	30
	②提供量（人）	60	60	60	60	60
	②－①	29	29	30	29	30
白檀北 小学校区	①量の見込み（人）	30	29	29	30	29
	②提供量（人）	30	30	30	30	30
	②－①	0	1	1	0	1
白檀南 小学校区	①量の見込み（人）	26	25	25	26	25
	②提供量（人）	27	27	27	27	27
	②－①	1	2	2	1	2
真菅北 小学校区	①量の見込み（人）	75	74	73	74	73
	②提供量（人）	105	105	105	105	105
	②－①	30	31	32	31	32
耳成西 小学校区	①量の見込み（人）	88	86	86	87	86
	②提供量（人）	90	90	90	90	90
	②－①	2	4	4	3	4

■提供体制の確保方策の内容

今後は、学校施設等の活用などを検討し、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。

#### 4) 子育て短期支援事業

##### ■ 基本情報

事業概要 (国の規定)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
該当事業	子育て短期支援事業（施策・事業No.9）
提供区域	全市

##### ■ 量の見込みと確保方策（0～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人(延人数)）	86	106	126	146	166
②確保方策：子育て短期支援事業（人(延人数)）	86	106	126	146	166
②－①	0	0	0	0	0

##### ■ 提供体制の確保方策の内容

本市が契約している児童福祉施設と調整を図ることで、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。

#### 5) 乳児家庭全戸訪問事業

##### ■ 基本情報

事業概要 (国の規定)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
該当事業	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（施策・事業No.43）
提供区域	全市

##### ■ 量の見込みと確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	991	966	944	927	911
②確保方策： こんにちは赤ちゃん訪問（人）	991	966	944	927	911
実施体制	保健師、助産師および訪問指導員、母子保健推進員で対応				
実施機関	橿原市				
委託先	奈良県助産師会および橿原市母子保健推進員協議会に一部委託				

##### ■ 提供体制の確保方策の内容

上記の実施体制等を確保し、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。

## 6) 養育支援訪問事業

### ■基本情報

事業概要 (国の規定)	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
該当事業	養育支援訪問事業（施策・事業No.69）
提供区域	全市

### ■量の見込みと確保方策（0～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	200	210	220	230	240
②確保方策： 養育支援訪問事業（人）	200	210	220	230	240
実施体制	養育支援訪問員で対応				
実施機関	檀原市				
委託先	無				

### ■提供体制の確保方策の内容

上記の実施体制等を確保し、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。

## 7) 地域子育て支援拠点事業

### ■基本情報

事業概要 (国の規定)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
該当事業	子育て支援センター（施策・事業No.45）、こども広場（施策・事業No.46）
提供区域	全市

### ■量の見込みと確保方策（0～2歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人（延人数））	20,923	20,413	19,917	19,481	19,107
②確保方策：（か所）	2	2	2	2	2
子育て支援センター（か所）	1	1	1	1	1
こども広場（か所）	1	1	1	1	1

### ■提供体制の確保方策の内容

地域子育て支援拠点事業の提供体制については、子育て支援センターとこども広場の2か所で、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。なお、子育て支援センターとこども広場は3～5歳児も利用できます。

## 8) 一時預かり事業

### ■ 基本情報

事業概要 (国の規定)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
----------------	--

### (1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### ■ 基本情報

該当事業	一時預かり事業（施策・事業No.6）
提供区域	市立：小学校区 私立：全市

#### ■ 量の見込みと確保方策（3～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人(延人数)）	36,563	36,383	35,876	34,389	33,544
1号認定による利用	10,708	10,655	10,507	10,071	9,824
2号(教育)認定による利用	25,855	25,728	25,369	24,318	23,720
②確保方策：市立・私立幼稚園における預かり保育（人(延人数)）	36,563	36,383	35,876	34,389	33,544
②-①	0	0	0	0	0

#### ■ 提供体制の確保方策の内容

既存の市立幼稚園・私立幼稚園の預かり保育を実施することで、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。

### (2) 預かり保育以外の一時預かり

#### ■ 基本情報

該当事業	一時預かり事業（施策・事業No.6）、こども広場（施策・事業No.46）
提供区域	全市

#### ■ 量の見込みと確保方策（0～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人(延人数)）	20,098	19,707	19,280	18,761	18,375
②確保方策：市立保育所・私立保育園、こども広場での一時預かり事業（人(延人数)）	15,238	15,269	19,280	18,761	18,375
②-①	▲4,860	▲4,438	0	0	0

※こども広場での一時預かりは、地域子育て支援拠点事業と併用して実施しており、平成26年度現在、利用者の15%は市外利用者です。

#### ■ 提供体制の確保方策の内容

市立保育所において、平成27年度に既存施設を利用した一時預かり事業の一部拡大を図ります。また、平成28年度までに施設の改修等を進め、平成29年度から一時預かり事業の提供体制の拡大を図り、量の見込みに対応します。

## 9) 病児保育事業

### ■基本情報

事業概要 (国の規定)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
該当事業	病児・病後児保育事業（施策・事業No.8）
提供区域	全市

### ■量の見込みと確保方策（0～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人(延人数)）	446	439	431	417	408
②確保方策：病児・病後児保育事業（人(延人数)）	446	439	431	417	408
②－①	0	0	0	0	0

### ■提供体制の確保方策の内容

診療所に併設された病児保育室において病児・病後児保育事業を提供し、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。なお、病児・病後児保育事業は、小学校3年生までの児童が利用できます。

## 10) 子育て援助活動支援事業

### ■基本情報

事業概要 (国の規定)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
該当事業	ファミリー・サポート・センター事業（施策・事業No.47）
提供区域	全市

### ■量の見込みと確保方策（小学1～6年生）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人(延人数)）	450	489	527	566	605
②確保方策：ファミリー・サポート・センター事業（人(延人数)）	450	489	527	566	605
②－①	0	0	0	0	0

### ■提供体制の確保方策の内容

ファミリー・サポート・センター事業の周知啓発とともに、会員養成のための定期的な講習会を開催し、援助会員の確保を図ることで、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。

## 11) 妊婦健康診査

### ■ 基本情報

事業概要 (国の規定)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
該当事業	妊婦健康診査（施策・事業No.16）
提供区域	全市

### ■ 量の見込みと確保方策

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の 見込み	人数(人)	1,043	1,020	1,001	984	968
	延健診回数(回)	14,602	14,280	14,014	13,776	13,552
②確保方策：妊婦健康診査(人)		1,043	1,020	1,001	984	968
実施体制		医師会等との契約				
検査項目		国の基準に準じる				
実施場所		医療機関等				
実施期間		通年				

### ■ 提供体制の確保方策の内容

上記の実施体制等を確保し、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。

## 12) その他

事業名	事業概要(国の規定)
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業。
多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業。

上記の事業については、国の動向に応じて検討を進めます。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方

子ども・子育て支援については、保護者が子育てについての責任があるということを前提としつつ、基本的認識のもと、「社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもをどのように育てていくのか」「そのためには、行政をはじめ、地域社会を構成する様々な主体がどのようなことに取り組めるのか」を、しっかりと考えたうえで進めていく必要があります。

そこで、主体の一つである市（行政）として、今後、檀原市が子ども・子育て支援を推進するにあたっての考え方を以下に整理します。

#### 1) 幼児期の学校教育・保育の推進について

##### (1) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の提供体制

第5章で教育・保育の量の見込みと提供体制・確保方策を示しましたが、檀原市では保護者の方のニーズや就労状況等を把握するとともに、私立幼稚園や私立保育園・認定こども園との連携を強化し、既存施設の活用を含め、量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。併せて、保護者のニーズ等に柔軟に対応できるよう、地域型保育事業（小規模保育）や認可外保育施設についても、受け皿として確保していくよう努めます。

また、全保育所（園）で、支援を必要とする子どもの受け入れをめざし、子ども一人ひとりを大切に育てる保育の視点に立って細やかな保育を進めます。

##### (2) 教育と保育の一体的な推進について

国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、認定こども園制度を改善するとともに、幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保しつつ、認定こども園での教育・保育の内容の基準として「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を策定しました。また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して教育・保育を行うことを基本とし、教育・保育の目標やねらいを示しています。

檀原市では、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できるよう、幼稚園児と保育所（園）児が区別なく、教育・保育を受けることのできる体制整備を行います。その環境のもとで、「檀原市就学前保育・教育指針」に基づき、子どもたちが個性や能力を伸ばし、健やかに成長できるよう就学前の子どもたちの育ちを一貫して支える教育・保育を推進します。

また、教育と保育を一体的に推進するためにも、檀原市では、既存の幼稚園や保育所（園）が認定こども園への移行についての判断ができるよう、認定こども園に関する情報提供・支援を行うとともに、地域の状況を踏まえたうえで、認定こども園への移行に向けた諸課題についての協議を各施設と進め、地域の実情に応じた認定こども園の普及を図ります。

### (3) 地域型保育事業の推進

保育ニーズ等に対応するため、条例で規定した設備・運営基準に基づいて地域型保育事業（小規模保育）を推進します。また、檀原市として、教育・保育施設の実施者と地域型保育事業の実施者の相互連携を支援していきます。

### (4) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園職員等の研修の実施

子ども一人ひとりの成長・発達に応じた教育・保育内容の充実を図り、多様なニーズに対応できるよう、研修事業の充実や様々な自己啓発・交流機会への参加促進などを通じて、職員の質の向上を図ります。

### (5) 就学前教育・保育における幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携の推進

乳幼児期の教育・保育は子どもたちの「生きる力」の基礎を培う大変重要なものです。

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う子どもと児童・生徒との交流活動を充実させ、幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校教育へのなめらかな接続に向けたカリキュラムの共通理解、指導者の相互理解、家庭・地域との連携を推進します。

## 2) 地域子ども・子育て支援事業の推進について

第5章で地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制・確保方策を示しましたが、檀原市では保護者の方のニーズや就労状況等の把握を進め、多様なメニューから保護者のニーズに合ったサービス（事業）を選択して利用できるよう、地域の実情に応じて、各事業の量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

なお、地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、地域住民や関係団体・機関との連携を通じて、各事業の基盤となる地域の子育て支援体制の充実・強化を図っていきます。

## 3) 母子保健の推進について

幼児期の学校教育・保育を提供し、地域子ども・子育て支援事業を展開するにあたっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮することが重要となっており、母子保健との連携を確保する必要があります。

檀原市では、妊娠・出産の安全性の確保をはじめ、子どもが健やかに育つための環境づくりや楽しく子育てができる環境づくりなどの母子保健を積極的に展開することで、子ども・子育て支援や健康支援を推進し、すべての子どもが健やかに育つ社会をめざします。

## 2. 推進体制の充実

### 1) 市民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実

本計画を通じて子ども・子育て支援を着実に推進していくためには、市と、市民、地域、関係団体・機関、企業等が、本計画の基本理念を共有するとともに、役割分担や協働によりそれぞれが主体的に子ども・子育て支援に取り組むことが必須条件となります。

そのためにも、本計画の周知・普及を図りつつ、子ども・子育て支援に関する様々な情報提供・情報発信を積極的に進めます。また、地域における子ども・子育て支援に関する課題などの把握・共有にも努めるとともに、市民、地域、関係団体・機関、企業等の主体的な取り組みとの連携・支援を図ります。

### 2) 庁内における推進体制の充実

本計画を全庁的な取り組みとして、総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会において、庁内の横断的な連携を強化します。

また、子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会では、庁内各関係課における計画の進捗状況を各年度において点検・共有化するとともに、見直しや改善について検討を進めます。

### 3) 国・県との連携

総合的かつ効果的に子ども・子育て支援を進めていくため、国や県との連携を図るとともに、国の子ども・子育て支援に関する動向を十分に注視し、国や県に対して必要な要望を行います。

## 3. 計画の点検と評価

計画の点検と評価については、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、労働者を代表する方、事業主を代表する方、子ども・子育て支援に関する有識者などから構成する「檀原市子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策・事業の実施状況等についての点検、評価を毎年度実施します。

また、毎年度「檀原市子ども・子育て会議」において、本計画の達成状況の点検及び評価を行うとともに、計画期間の中間年となる平成29年度を目安とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、施策・事業の実施状況等の評価結果については、毎年度ホームページ等を通じて市民に公表します。

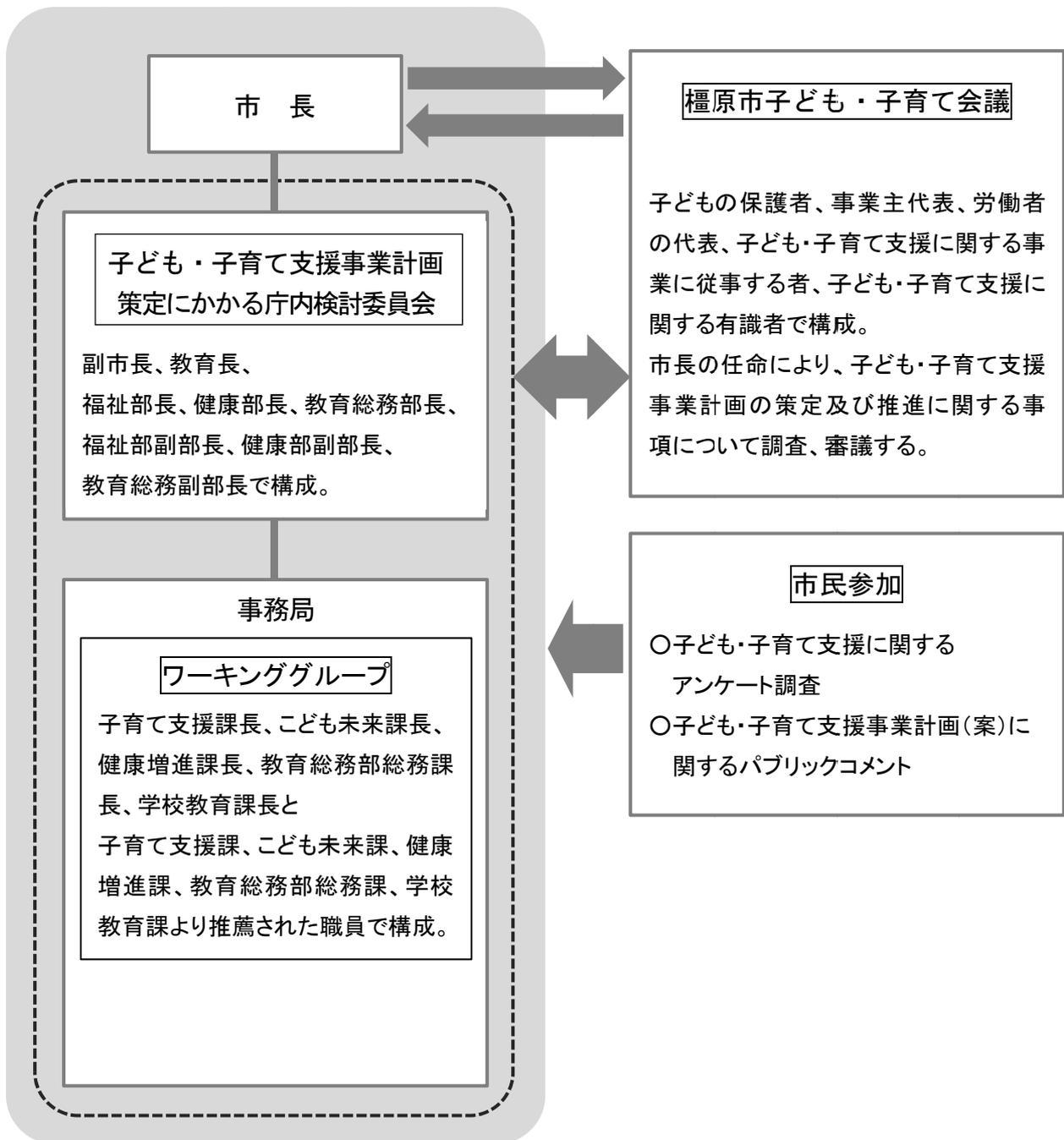
# 参考資料

## 1. 策定経過

日程	内容
平成 25 年 10 月	第 1 回庁内ワーキンググループ会議（10 月 15 日）
11 月	檀原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 ○檀原市内在住の就学前の子どもを持つ保護者 1,600 人 ○檀原市内在住の就学中の小学生の子どもを持つ保護者 800 人
平成 26 年 1 月	第 2 回庁内ワーキンググループ会議（1 月 15 日） 第 1 回子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会（1 月 17 日）
2 月	第 1 回檀原市子ども・子育て会議（2 月 13 日） ○子ども・子育て会議設置の経緯と目的について ○子ども・子育て支援新制度の概要について ○檀原市の現状について ○檀原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告
4 月	第 3 回庁内ワーキンググループ会議（4 月 3 日） 第 2 回子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会（4 月 15 日） 第 2 回檀原市子ども・子育て会議（4 月 30 日） ○子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方と骨子（案）について ○量の見込みの算出について ○量の見込みについて ○教育・保育提供区域の設定について
5 月	市内私立幼稚園、私立保育園関係者ヒアリング調査
6 月	市内私立幼稚園、私立保育園関係者ヒアリング調査 第 4 回庁内ワーキンググループ会議（6 月 23 日）
7 月	第 3 回子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会（7 月 4 日） 第 3 回檀原市子ども・子育て会議（7 月 22 日） ○子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方と施策の体系について ○教育・保育提供区域の設定について ○教育・保育等の量の見込みについて ○教育・保育等の提供体制の確保方策について ○地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて 第 5 回庁内ワーキンググループ会議（7 月 30 日）
8 月	第 4 回子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会（8 月 11 日）

日程	内容
平成 26 年 9 月	第 4 回 榿原市子ども・子育て会議（9 月 2 日） ○子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方と施策の体系(修正版)について ○教育・保育等の提供体制の確保方策について ○地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ○地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策について 第 6 回 庁内ワーキンググループ会議（9 月 26 日）
10 月	第 5 回 子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会（10 月 10 日）
11 月	第 5 回 榿原市子ども・子育て会議（11 月 17 日） ○榿原市子ども・子育て支援事業計画（案）について
12 月	榿原市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント（12 月 11 日～22 日）
平成 27 年 1 月	第 6 回 子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会（1 月 19 日） 第 6 回 榿原市子ども・子育て会議（1 月 27 日） ○パブリックコメント実施による榿原市子ども・子育て支援事業計画（案）の変更について ○その他榿原市子ども・子育て支援事業計画（案）の変更について
2 月	子ども・子育て支援事業計画の完成
3 月	子ども・子育て支援事業計画報告（県）

## 2. 策定体系図



### 3. 檀原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日  
条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、檀原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関して知識及び経験を有する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門委員)

第 7 条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して知識又は経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

#### 4. 檀原市子ども・子育て会議委員名簿・専門委員名簿

##### 1) 檀原市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略 50音順)

		役職	氏名	備考
1	子ども・子育て支援に関する有識者	奈良芸術短期大学 副学長	天根 俊治	
2	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立保育園 代表 (檀原保育園 園長)	伊瀬 哲也	
3	子どもの保護者	檀原市学童保育連絡協議会 会長	上田 聖	
4	労働者を代表する者	檀原市労働者福祉協議会 顧問	大原 良美	
5	事業主を代表する者	公益社団法人 檀原市経済倶楽部 会長	喜多 一嘉	
6	子ども・子育て支援に関する有識者	檀原市民生児童委員協議会 会長	小西 満洲男	副会長
7	子どもの保護者	檀原市立藤原京保育所保護者会 副会長	西村 広美	
8	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立保育園 代表 (ひかり保育園 園長)	藤田 平三郎	
9	子どもの保護者	檀原市PTA連合会 会長	松井 昭治	
10	子どもの保護者	檀原市育児サークル代表	森田 千景	
11	子ども・子育て支援に関する有識者	東大阪大学 副学長 こども学部教授 こども研究センター長	吉岡 真知子	会長
12	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立幼稚園 代表 (常盤幼稚園 園長)	吉川 隆博	

2) 檀原市子ども・子育て会議 専門委員名簿

	役 職	氏名
1	檀原地区医師会 理事	木村 嘉宏
2	檀原市歯科医師会 理事	三輪 晃成
3	桜井保健所 健康増進課長	和家佐 日登美

## 5. 子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会設置について

平成 26 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法の規定に基づく子ども・子育て支援新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るための「子ども・子育て支援事業計画」の策定及び推進に関し、必要な事項を検討するため、子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画策定のための具体的事項の協議及び検討に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援施策推進のための方策について調査研究を行う。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画策定後の点検・評価等を行う。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は教育長をもって充て、委員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(ワーキンググループ)

第 5 条 委員長が必要と認めるときは、第 2 条に定める事務を専門的に研究するために、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、子育て支援課、こども未来課、健康増進課、教育総務部総務課、学校教育課の課長及び、各課長より推薦された職員をもって組織する。ただし、委員が人事異動等により欠員となった場合は、当該職員が所属する課から推薦を受けた職員を委員に充てるものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉部こども未来課において処理する。

別表（第 3 条関係） 庁内検討委員

職 名	備 考
副市長	委員長
教育長	副委員長
福祉部長	委員
健康部長	〃
教育総務部長	〃
福祉部副部長	〃
健康部副部長	〃
教育総務部副部長	〃

## 6. 子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会等委員名簿

### 1) 子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
	副市長	岡崎 益光
	教育長	吉本 重男
福祉部	部長	福井 和夫
健康部	部長	福角 幸生
教育委員会総務部	部長	辻岡 章裕
福祉部	副部長	竹本 恵子
健康部	副部長	村井 千佳子
教育委員会総務部	副部長・学校教育課長	吉田 雄一

### 2) ワーキンググループ委員名簿

担当課	職 名	氏 名
子育て支援課	課長	藤井 綾子
こども未来課	課長	栗原 照仁
教育委員会総務課	課長	岩本 仁
教育委員会総務部	副部長・学校教育課長	吉田 雄一
子育て支援課	課長補佐 課長補佐 副主任	松本 いつ子 池田 由美子 貝本 陽子
こども未来課	指導主事 課長補佐 統括調整員 主事	戌亥 育代 井原 ひろみ 溝上 玄英 鴻池 洋
健康増進課	統括調整員	北橋 博美
教育委員会総務課	統括調整員	長谷川 充
学校教育課	係長	龍田 昌典

## 7. 用語の説明

### あ行

---

#### ■ 1号（認定）

満3歳以上で、学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子どものことをいいます。

### か行

---

#### ■ 檀原市こども園

幼稚園児と保育所児が同じ園舎内で一緒に同じ保育・教育を受ける、檀原市独自の幼保一体化の取り組みです。詳細はP41『「檀原市こども園」について』を参照ください。

#### ■ 家庭的保育（保育ママ）

主に3歳児未満を対象とし、家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）できめ細かな保育を行います。

#### ■ 教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のことです。

#### ■ 居宅訪問型保育

主に3歳児未満を対象とし、障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行います。

#### ■ 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

#### ■ 子ども・子育て支援

保護者・家庭に子育てについての責任があることを前提としつつ、保護者自身が、自分の存在や価値を肯定する感覚・感情を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

#### ■ 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化し、学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、家庭における養育支援の充実を図るための制度です。詳細はP4～5『5. 子ども・子育て支援新制度の概要』を参照ください。

## さ行

---

### ■ 3号（認定）

満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）のことをいいます。

### ■ 事業所内保育

主に3歳児未満を対象とし、事業所の保育施設などで、従業員の子ともと地域の子ともを一緒に保育します。

### ■ 小規模保育

主に3歳児未満を対象とし、少人数（定員6～19人）で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

## た行

---

### ■ 地域型保育（事業）

施設（定員20人以上）よりも少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがあります。

### ■ 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。

## な行

---

### ■ 2号（教育）（認定）

満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）のことをいいます。

### ■ 2号（保育）（認定）

満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）のことをいいます。

### ■ 認可外保育施設

児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設のことをいいます。

### ■ 認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。詳細はP40～41『「認定こども園」について』を参照ください。

## は行

---

### ■保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みのことです。

## わ行

---

### ■ワーク・ライフ・バランス

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。

## 橿原市子ども・子育て支援事業計画

---

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：橿原市

編 集：橿原市福祉部こども未来課

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町 9-1

電 話 0744-25-2790

F A X 0744-25-2221



檀原市